

平成 2 8 年 1 2 月 1 9 日

平成 2 8 年 第 4 回 和 束 町 議 会 定 例 会

(第 2 号)

和 東 町 議 会

平成 2 8 年 第 4 回 和 東 町 議 会 定 例 会

会 議 録 (第 2 号)

招 集 年 月 日 平 成 2 8 年 1 2 月 1 9 日 (月)

招 集 の 場 所 和 東 町 議 会 議 場

開 閉 議 日 時 開 議 午 前 9 時 3 0 分

閉 議 午 後 3 時 5 0 分

出 席 議 員 (1 0 名)

| | | | | | |
|-----|-----|-------|-------|-----|-----|
| 1 番 | 竹 内 | き み 代 | 2 番 | 藤 井 | 清 隆 |
| 3 番 | 村 山 | 一 彦 | 4 番 | 吉 田 | 哲 也 |
| 5 番 | 井 上 | 武 津 男 | 6 番 | 岡 田 | 泰 正 |
| 7 番 | 岡 本 | 正 意 | 8 番 | 小 西 | 啓 |
| 9 番 | 岡 田 | 勇 | 1 0 番 | 畑 | 武 志 |

欠 席 議 員 (0 名)

な し

職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 氏 名

事 務 局 長 北 淳 司

書 記 島 川 昌 代

地方自治法第121条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

| | |
|------------|-------|
| 町長 | 堀忠雄 |
| 副町長 | 奥田右 |
| 総務課長 | 中嶋浩喜 |
| 地方創生担当課長 | 草水清美 |
| 地域力推進課長 | 古田良明 |
| 人権啓発課長 | 井上順三 |
| 税住民課長 | 細井隆則 |
| 福祉課長 | 岡田博之 |
| 診療所事務長 | 久保順一 |
| 農村振興課長 | 東本繁和 |
| 建設事業課長 | 馬場正実 |
| 会計管理者兼会計課長 | 山本千代美 |

| | |
|----------|------------|
| 議事日程 | 別紙のとおり |
| 会議に付した事件 | 別紙議事日程のとおり |
| 会議の経過 | 別紙のとおり |
| 会議録署名議員 | 5番 井上武津男 |
| | 6番 岡田泰正 |

議事日程（第2号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第54号 平成28年度和束町一般会計補正予算（第3号）
議案第55号 平成28年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議案第56号 平成28年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第57号 平成28年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 3 議案第58号 特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
議案第59号 和束町職員ゝ給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第62号 土地改良事業の施行について（災害復旧）
- 日程第 5 議案第63号 和束町庁舎耐震補強及び改良工事請負契約の変更について
- 日程第 6 和束町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
- 日程第 7 発議第 7号 カジノ解禁に反対する意見書
- 日程第 8 発議第 8号 後期高齢者医療保険料見直しの中止を求める意見書
- 日程第 9 委員会ゝ閉会中ゝ継続審査・調査について

午前 9 時 3 0 分開会

○議長（畑 武志君）

皆さん、おはようございます。

本日はご苦労さまでございます。

ただいまから、平成 28 年和東町議会第 4 回定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、5 番、井上武津男議員、6 番、岡田泰正議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員にお願いをいたします。

日程第 2、議案第 54 号 平成 28 年度和東町一般会計補正予算（第 3 号）、議案第 55 号 平成 28 年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）、議案第 56 号 平成 28 年度和東町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 57 号 平成 28 年度和東町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）、以上 4 件を一括議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

堀町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第 54 号から議案第 57 号の提案理由を申し上げます。

議案第 54 号 平成 28 年度和東町一般会計補正予算（第 3 号）は、臨時福祉給付金事業、路線バス運行維持補助金、地方創生推進交付金事業、橋梁長寿命化修繕事業、人事院勧告に伴う職員人件費等において

議案第 55 号 平成 28 年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、事業勘定における平成 27 年度国民健康保険療養給付費等負担金確定に伴う返還金において

議案第56号 平成28年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、
人事院勧告に伴う職員人件費並びに統合簡易水道整備事業等において

議案第57号 平成28年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、管
渠管理経費並びに人事院勧告に伴う職員人件費等において

それぞれ予算補正を必要といたしますので、提案をさせていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

おはようございます。

議案第54号のご説明を申し上げます。議案書をよろしく申し上げます。

議案第54号

平成28年度和束町一般会計補正予算（第3号）

平成28年度和束町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,710万円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億3,775万3,000円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳
出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成28年12月19日提出

和束町長 堀 忠雄

次のページが第1表 歳入歳出予算補正でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に申し上げます。

まず、歳入でございます。

14款国庫支出金、3億7万1,000円、1,538万4,000円、3億1,545万5,000円。

15款府支出金、3億5,639万8,000円、1万円、3億5,640万8,000円。

17款寄付金、31万6,000円、13万円、44万6,000円。

19款繰越金、9,078万4,000円、1,927万6,000円、1億1,006万円。

20款諸収入、3,961万9,000円、40万円、4,001万9,000円。

21款町債、5億7,810万円、190万円、5億8,000万円。

歳入合計、37億65万3,000円、3,710万円、37億3,775万3,000円。

次のページ、歳出でございます。

1款議会費、5,633万8,000円、29万6,000円、5,663万4,000円。

2款総務費、7億2,898万4,000円、1,813万4,000円、7億4,711万8,000円。

3款民生費、7億5,662万6,000円、1,662万8,000円、7億7,325万4,000円。

4款衛生費、4億3,353万5,000円、△53万9,000円、4億3,299万6,000円。

5款農林業費、2億8,356万5,000円、62万円、2億8,418万5,000円。

6款商工費、1億634万8,000円、59万7,000円、1億694万5,0

00円。

7款土木費、3億7,810万1,000円、120万5,000円、3億7,930万6,000円。

8款消防費、3億1,344万3,000円、15万9,000円、3億1,360万2,000円。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

次のページが第2表の地方債補正でございます。

変更ということで、起債の目的が路線バス維持管理事業、過疎対策でございます。

補正前が、限度額2,610万円。

起債の方法、証書借入又は証券発行。

利率は、年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金等について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。

償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により、据え置き期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

補正後でございます。限度額を2,800万円とするということでございます。

起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同じでございます。

次に、予算に関する説明書、資料No.54によりましてご説明申し上げます。

総括は省略させていただきます、5ページからよろしく申し上げます。

まず、歳入でございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金で100万円の補正でございます。

1節総務管理費補助金でございまして、地方創生推進交付金、これは湯船地区の活性化対策補助金分ということとなっております。

同款、同項、2目民生費国庫補助金で1,438万4,000円です。

1節社会福祉費補助金でございまして、そのうち臨時福祉給付金、経済対策分でございますけれども、事業費補助金で1,350万円の歳入ということになっております。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金で1,927万6,000円の補正でございます。

1節の前年度繰越金でございます。

21款町債、1項町債、1目総務債で190万円でございます。

1節の総務管理債でございまして、過疎対策事業債、路線バス維持管理分でございます。

次のページが歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で654万7,000円の補正でございます。

そのうち主なものとしたしましては、13節委託料で275万7,000円、法改正等に伴います電算システムサポート委託料で387万3,000円、それと電算仮想化基盤更新業務委託料で△111万6,000円となっております。

それと、15節の工事請負費でございます。264万1,000円、これにつきましては、庁舎のダイヤルイン工事に係る費用でございます。

同款、同項、2目企画費で213万円でございます。

主なものとしては、19節負担金補助及び交付金で200万円、これは湯船地区の活性化対策補助金ということで、先ほど申し上げました地方創生交付金事業分でございます。

同款、同項、12目交通対策費で592万円の補正でございます。

主なものが、19節負担金補助及び交付金ということで567万円、路線バス運行費補助金でございます。

次のページをお願い申し上げます。

2 款総務費、1 項徴税費、2 目賦課徴収費で1 7 0 万 7 , 0 0 0 円の補正でございます。

主なものが、1 3 節委託料で1 6 9 万 2 , 0 0 0 円でございます。これにつきましては、評価がえに伴います標準宅地鑑定評価業務委託料でございます。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費で1 , 4 4 2 万円の補正でございます。

主なものが1 9 節負担金補助及び交付金で1 , 3 5 0 万円、これは臨時福祉給付金でございます。

3 款民生費、2 項児童福祉費、5 目放課後児童対策費で1 5 1 万 4 , 0 0 0 円の補正でございます。

主なものといたして、7 節賃金で1 5 0 万円でございます。これにつきましては、児童クラブの指導員に係る賃金でございます。

次のページでございます。

7 款土木費、2 項道路橋りょう費、2 目道路維持費で1 1 3 万円の補正でございます。

1 5 節の工事請負費でございます。町道維持修繕工事に係る分でございます。

同款、同項、3 目道路新設改良費でございます。これは組みかえということとなっております。1 3 節委託料で△1 , 3 0 0 万円、橋りょう点検調査業務委託料で△6 0 0 万円、橋りょう保守設計業務委託料で△7 0 0 万円でございます。

1 5 節工事請負費で1 , 3 0 0 万円の増額ということでございます。これは砂子橋等の修繕に係る分でございます。

次ページ以降に給与費の明細書をつけさせていただいております。また、お目通しいただきたいと思っております。

特別会計につきましては、各所管課長からご説明申し上げます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（畑 武志君）

細井税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

おはようございます。

私のほうから、議案第55号についてご説明申し上げます。

議案書のほうをよろしくお願ひいたします。

議案第55号

平成28年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

平成28年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ948万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億2,939万9,000円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年12月19日提出

和束町長 堀 忠雄

めくっていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に申し上げます。

10款繰越金、171万7,000円、948万3,000円、1,120万円。

歳入合計でございます。9億1,991万6,000円、948万3,000円、9億2,939万9,000円。

めくっていただきまして、続きまして歳出でございます。

同じく、款、補正前の額、補正額、計の順に申し上げます。

10款諸支出金、40万3,000円、948万3,000円、988万6,000円。

歳出合計、9億1,991万6,000円、948万3,000円、9億2,939万9,000円。

続きまして、資料No.55、予算に関する説明書によりご説明申し上げます。

1ページから4ページの総括は省略させていただきます。

5ページをごらんいただきたいと思います。

まず、歳入でございます。

10款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節前年度繰越金948万3,000円、純繰越金でございます。

めくっていただきまして、歳出でございます。

10款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金でございます。23節償還金利子及び割引料ということで、償還金948万3,000円でございます。

今回の補正につきましては、平成27年度分の療養給付費等において国庫対象の費用額を算出し、実績報告した結果、948万2,273円の超過交付となったものがございます。超過交付分については返還する必要があることから、今回補正させていただいたものがございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

続きまして、馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

それでは、私のほうからは、議案第56号 平成28年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）及び議案第57号 平成28年度和束町下水道事業特別会計

補正予算（第2号）についての説明をさせていただきます。

議案書をお願いいたします。

議案第56号

平成28年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成28年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,767万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年12月19日提出

和束町長 堀 忠雄

1枚おめくりください。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。

2款分担金及び負担金を補正前1,121万8,000円、補正額70万7,000円、計1,192万5,000円。

5款繰入金です。5,152万円、△57万7,000円、5,094万3,000円。

歳入合計です。補正前の額4億7,754万円、補正額13万円、計で4億7,767万円でございます。

1枚おめくりください。

歳出でございます。

1款総務費、補正前の額5,295万2,000円、補正額13万円、計5,308万2,000円。

2 款施設費、3 億 3,791 万 6,000 円、補正なしで、同額でございます。

歳出につきましても、歳入と同額とさせていただきます。

引き続きまして、予算に関する説明書 56 ページをお開きください。

総括につきましてもは省略させていただきます。

5 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

2 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目施設費分担金としまして、節で施設分担金、新規加入分担金 70 万 7,000 円でございます。

それから、5 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金でございます。

△ 57 万 7,000 円でございます。

歳出でございます。

1 枚おめくりください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費の歳出で職員の人件費給料 3 万 4,000 円、それから職員手当 7 万 8,000 円、委託料 1 万 8,000 円でございます。

2 款施設費、1 項施設費につきましてもは、統合に係る委託料 360 万円の組みかえでございます。9 ページ以降に給与費明細をつけておりますのでお目通しください。

続きまして、議案第 57 号に移らせていただきます。

議案第 57 号

平成 28 年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 28 年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 57 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 71 万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入

歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年12月19日提出

和東町長 堀 忠雄

1枚おめくりください。

第1表でございます。

歳入でございます。

1款分担金及び負担金、補正前の額150万円、補正額29万円で計179万円。

6款繰越金でございます。補正前の額290万円、補正額28万円で計318万円
でございます。

歳入合計、2億14万円を57万円補正させていただきまして、2億71万円
でございます。

1枚おめくりください。

歳出でございます。

1款総務費、補正前の額1,598万5,000円、補正額27万4,000円、計
1,625万9,000円。

2款管理費でございます。補正前の額3,131万7,000円、補正額29万6,
000円、3,161万3,000円でございます。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

それでは、予算に関する説明書No.57をお開きください。

同じく、こちらも総括は省略させていただきまして、5ページからお願いします。

歳入でございます。

1款分担金及び負担金、1項分担金、1目下水道分担金、公共污水ます等設置分担
金29万円でございます。

続きまして、6款繰越金、1項繰越金、1目繰越金で前年度繰越金28万円
でございます。純繰越金でございます。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費でございます。

職員給料の補正でございます。給料に3万3,000円、職員手当等24万1,000円でございます。

2 款管理費、1 項施設管理費、1 目処理場管理費、委託料△22万5,000円。

それから、2 目管渠管理費の中の需用費の修繕費の46万7,000円の増でございます。また9 ページ以降に給与費明細をつけておりますのでお目通しく下さい。

以上で第56号、57号の議案説明とさせていただきます。

○議長（畑 武志君）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

7 番、岡本正意議員。

○7 番（岡本正意君）

それでは、一般会計の8 ページですけれども、総務費に関係しまして、今回、企画費の中に湯船地区活性化対策補助金というのが200万円計上されております。いわゆる地方創生推進交付金というのも入っているようですけれども、具体的な内容について説明をお願いします。

○議長（畑 武志君）

古田地域力推進課長。

○地域力推進課長（古田良明君）

こちらの補助金につきましてですが、湯船地区の地域資源であります森林公園、マウンテンバイク、釣り場というのを一元管理のもとで、より効果的に活用していくということとともにですね、貴重な歴史資産でもあります集落景観の保存ですとか、あるいは茶源郷和東の振興というところにもつながるような形の事業につなげていきたいということで、自立経営可能な実行主体という形のいわゆる組織、法人の形態を湯船の中につくっていただくというような方向性をやっていきたいという話をご

ございまして、そちらのほうで支援をさせていただくという内容でございまして、現在考えておりますのが、いわゆるまちづくりの実行主体としてさまざまな形態があるんですが、例えば言いますと、笠置町では、町が出資しました株式会社といったものをしてしているというような例もございまして、また一般社団法人といったようなやり方もございまして、そういった形の法人化というのを湯船地区のほうで目指していただいてというような部分を応援させていただくというような内容の補助でございまして。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

今、いろいろ幅広いお話だったので、ちょっとあれなんですけども、それはどういう経過でそういったお話がなる中で、今回それに対して支援しようという。具体的に今後どういう事業展開を、先ほど少し触れられましたけども、事業展開というのはどのように考えられておられるのか、その辺、もう少し説明いただけますか。

○議長（畑 武志君）

古田地域力推進課長。

○地域力推進課長（古田良明君）

経過につきましてはですね、先ほどお話もさせていただいたんですけれども、湯船の森林公園といいますか、もともと早稲田大学も入っていただいていますけれども、湯船地区、特に過疎・高齢化が進んできているという中で、森林公園を中心としたエリアの発展ということで、これまで早稲田大学にも入っていただいているということできせていただいております。

そういう中で、マウンテンバイクのコースをつくって、実際に今回ワールドマスターズゲームの開催が決まったというような話もございましたけれども、森林公園の管理ですね、そういったところを中心に、湯船地域ということで、これからの湯船地域

をどういう形で活性化していくのかという方向性を考えていただく中で、管理も含めてですが、そういった法人的な組織というものをつくっていく必要があるのではないかというような話の経過がございまして、今回それを出させていただいたというような形でございます。

具体的な進め方としましては、今年度中に一定の実行主体となる法人の形態ですね、こちらのほうにつきましては指導をお願いするという形の委託を考えておられる部分に補助という形になるんですが、実行形態を考えていただいて、その法人化に向けて、実際に地域住民の方のご協力も必要となってくるかと思しますので、そういったプロセスを今年度やっていって、来年度早々早い段階で法人化を立ち上げていくというような方向性をやっていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

今、法人化という話がありましたけども、それはいわゆる湯船区であるとか、特に財産区等で森林公園とか、これまでもずっと雇用も含めて受け入れていただいたと思うんですけども、そういったことと今回の法人というのはどういう関係になるのか、その辺はいかがですか。

○議長（畑 武志君）

古田地域力推進課長。

○地域力推進課長（古田良明君）

財産区につきましては、森林の財産を持っているという形かと思うんですけども、いわゆる管理運営につきましては、現在、管理の団体は別でございまして、そちらのほうをしっかりと法人化していくということが中心であると認識しております。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○ 7 番（岡本正意君）

この間、早稲田大学のほうからのいろんな提案とか、そういったものをまた今後、具体化されていくことなのかもしれませんが、それに関連しまして、いわゆるマウンテンバイクですね、先ほどちょっと触れられましたけども、また一般質問にも若干ありましたけども、今度誘致が決定したというふうになっていますワールドマスターズのマウンテンバイク会場ということで決定したと。これはいわゆる誘致を目指すんじゃなくて、もう決定したということで報道もされたんですけども、先日、その委員会で現地というか、森林公園のところのコースについても改めて見させていただいたりして、今後どういうことが必要なのかということも若干説明をいただいたんですけども、ただ、そのときに思いましたのは、誘致が決定したということで終わりということじゃなくて、これからかなりいろんなことをしていかなきゃならないんじゃないかというふうに思ったんですね。その辺、誘致をされるということは、それはそれでマウンテンバイクのコースをこの間、整備もされて、関西でも、ある意味、貴重なコースになるであろうというようなことが言われている中で、そこに誘致されるということはそれはそれでいいのかもしれませんが、ただ、今後どれだけの予算規模ですね。マスターズを誘致する。そこで競技をしていただく。また、いろんな方にたくさんそこに来ていただくということから考えますと、今のままの施設をそのまま、はい、どうぞというわけにいかないということはこの前の説明でもわかったんですけども、じゃあ、これから数年の間にどの程度の予算が必要なのか、また、どういう体制でそういうものをこれから企画運営されていくのかということがやはり大事だと思うんですね。

特に、いろんなことを、これから附属のいろんな施設とかいうものが必要だといった場合には、今、オリンピックの話がいろいろ出てますけども、それが終わった後に大変無駄な施設として残るとか、たくさんのお金をつぎ込んだ割には後の維持運営が大変になったということになってはだめだと思うんですね。だから、その辺、誘致は

決まったけれども、実際にどういう計画というか、今後の進める方針というのがあるのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（畑 武志君）

古田地域力推進課長。

○地域力推進課長（古田良明君）

ハード整備につきましては、一部コースにつきましては、今、調査ということでお金を上げていただいておりますので、コースの整備がまず最低限、今、必要というのが確実になっていると。

それ以外にも、先日、委員会でも見ていただきましたが、まだまだ環境的には足りていないという部分が幾らかございますので、そういった部分をどれだけやっていくのかというところにつきましては、恐らく今後検討していくのではないかなというふうに考えておるところでございます。総額につきましては、現時点ではまだ幅があるのかなという感覚であります。

また、体制なんですけれども、今年度、地域おこし協力隊を湯船地区にも入れさせていただいて、これから湯船地区については、協力単位も地域振興という形でかんでいくというのがまず一つありまして、もう一つ、法人化という形で、実際動いていってもらおうという組織を湯船の中につくっていくということが大事ではないかと思っております。

恐らくワールドマスターズゲームそのものにつきましては、また京都府等と実行委員会という話が今後出てくるのかなとは思いますが、湯船の地域振興に絡めていくという部分では、地域おこし協力隊なり、今回設立を目指しておりますそういった法人組織というのは中核になっていくのではないかなというふうに考えておるところでございます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

いわゆる湯船のそういう限られた地域のね、やるのはそこですけども、ただやはり、この前もいろいろ説明も聞いたりする中でいうと、湯船という、そういうエリアだけの話じゃなくて、一定、和東町としてどうそれを受けていくのということを考えなくちゃいけないということだと思っんですよね。

いずれにしても、今の話では、予算についても、体制についてもはっきりしたものはないと。とりあえず誘致だけは決まっているという状況ですけども、これからいつまでにそういった一定の総額というか、これだけの施設が必要で、またその予算も必要で、どういう体制でそれをやっていくのかということなんかをいつごろまでに確定して、議会もそうですし、また和東町の住民の皆さんにそういう情報もちゃんと提供して公開していくと、意見も聞いていくということが必要だと思っんですね。その辺の今後の具体的な段取りというか、スケジュールというのはどのようにお考えですか。

○議長（畑 武志君）

堀町長。

○町長（堀 忠雄君）

ただいまいただきました岡本議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思っんです。

このワールドマスターズゲームの決定という中で、最初にこれをまちづくりにどう生かしていこうかということなんですけど、ワールドマスターズが開催されるのはほとんど限られた時間ではありますが、それに向けての地域づくり、和東町全体のまちづくりをどう進めていくかのほうが大事だと受けとめております。

ワールドマスターズの完成と、そして、それに伴うところの地域づくりの準備をどうしていくかと、こういう2面から進めていく必要があるというように思っっております。

それと、このワールドマスターズゲームというのは、先ほど課長の答弁にもありま

したように、京都府と挙げて一緒にやるという問題ですので、近く実行委員会等、立ち上がってまいります。そういう中で和東町はどういう主体で運営していくべきか、また準備していくべきかを検討していくべきだというように考えております。

そういう中で、先ほど全体的なマスターズゲームに向けての和東町の道路とか基盤整備をどう進めていくか、京都府にも国にも訴えていかないといけない。いろんな面でまだまだそれに向けてのまちづくりという観点から考えなきゃならないことと、先ほどありましたように、命の里事業ということを長年入れてきて、そして辺地対策の中で取り組んできました。その中で大学ともいろいろとタイアップしながら、協働しながら取り組んできているわけでありまして。

特に湯船については財産区というのがありまして、この財産区は、先ほども答弁がありましたように、ご案内のとおり、財産を管理する。そこから果実でもって地域住民の福祉増進に充てると、こういう観点でありますので、余り積極的な面というのはなかなか難しい問題であります。今までから行政でもって主体的にまちづくりをやるというのは非常に限界がある。これは近隣の市町村もいろいろとその辺の工面されておりまして、先進地の中においても、法人等を立ち上げておられる。

こういうことで、行政だけが携わると、こういう問題はなかなかいかない。やはり住民と協働して取り組んでいく主体を設立する必要がある。そういうときには、先ほど言われた法人の立ち上げと、そういうことを考えておりまして、その中で住民とともども、どうまちづくりを進めていくかというのが大事なことであるわけです。

むしろマスターズが目的じゃなしに、ワールドマスターズは手段でありまして、成功さすという意味では目的であるわけなんです。これを機会に和東町ではどういう地域づくりをしていく。そして、辺地対策というのを湯船対策の地域をどうしていくべきか。特に湯船地域については、住民の参画もいただく。住民の参画をいただく法人でどういう法人があるべきか、これも含めて考えていく中で、今回ここで予算補正をお願いしたと、こういうことでもあります。

まさにそういう今ご質問をいただいている中、一つ一つ慎重に検討しながら進めてまいることが重要だと思っておりますので、どうかご理解のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

いずれにしましても、こちらとしても誘致が決まったということについて新聞報道で見たときに、ああ、そうなのかという、そういうよそごとのような雰囲気もあったですけれども、ただ、やはり実際に現地でいろんな話を聞いていく中で、これはもしかしたら大変大きいことじゃないのかと、いろんな意味でね。下手をすると、今のオリンピックじゃありませんけれども、やはり無駄なと言ったら悪いですが、ことにもなりかねないものではないのかと。

といいますのは、先日の一般質問等でも若干触れられておりましたけれども、やはりどれだけそういう町民的、住民的な盛り上がりという中でこの誘致が決定して、で、ということでは多分ないと思うんですよね。それ点、全てが受け身になってしまうというおそれもありますし、やはりいち早く、できるだけ早く、いろんなことが決まり次第、議会にも住民にも迅速に情報提供もいただいて意見を聞いていただくということも含めて、今後、丁寧な取り組みは取り組みとしてしていただきたいし、大きな予算を使って何か無駄なことをしたというふうにならないようにしていただきたいというように思いますので、今の段階では具体的な具体例もありませんから、また具体的になったときにもう少し話もしていきたいと思っておりますけれども、そこはぜひお願いしたいというふうに思います。

次にですね、その下のほうに、予算的には15万円ほどですが、体験交流センターの策定業務委託料というのが計上されておりますけれども、これはどういうものな

のか、説明いただきたいと思います。

○議長（畑 武志君）

堀町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

今のご質問いただいたんですが、その前に、今、進めている内容を報告させていただきたいと思います。

今、岡本議員も言われましたように、これについては慎重にやらなきゃならないと。私が今とられておりますマウンテンバイクというのは、自然そのものに自転車が走る競技そのものであります。

今のところ整備しなきゃならないというのは、スタートのところの100メートル区間を6メートルでやらなきゃならないというように聞いておりました。この辺のところ具体的にいろいろとやっていかなきゃならないと、こういうように思っております。

まだまだ実行委員会等で検討しなきゃならんところは出てくるかと思いますが、基本的には大きな施設が要するというふうには私は理解はいたしてない。そこで、宿泊とかいろいろとお願いしていかなきゃならないわけでありまして、これも近隣の中に甲賀市というのがあるわけです。甲賀市長とも過日お会いいたしました。これは関西広域連合で主体となって進める問題であります。滋賀県も一部入っているわけでありまして、滋賀県にもご協力いただくことによって、滋賀県と湯船区に入っている道路整備、これをまずお願いをしてきました。

そして、これを機会に近隣との道路整備もお願いし、また足りないところを甲賀市にもお願いすると、こういうことで話し合いをし、原則的にご協力をいただくと、こういうことで話が進んでいるわけでありまして。

このように岡本議員がご質問もありましたように、背伸びするんやなしに、やはり県がかけるんやなしに、やっぱり地域づくりにどうつなげていくか慎重にやっていか

なきゃならない。そういうことであろうと思いますので、そういう趣旨に沿って今後運営には当たってまいりたい。

つけ加える面で甲賀市との新しい関係も抜けておったものですから、答弁を先にさせていただきます。

次のほうで課長のほうから答弁いたします。

○地方創生担当課長（草水清美君）

ただいまの岡本議員さんのご質問の件でございますが、こちらの事業につきましては、現在、京都府と和束町、笠置町、南山城村で体験交流センターの2階の部分を改修しまして、働き方とかテレワークの関係の事業を、スマート・イン・レジデンス事業という計画を、京都府からの提案でございますが、都会の方が和束町に入ってきていただいて仕事できるんじゃないかという、このITを使ったような働き方とかというのを今後のライフスタイルに合わせたような仕事の仕方というのを、今、構想を練っている最中でございますが、27年度は援農施設ということで、2階部分を援農施設で改修させていただいたんですが、まだ空き教室が5室ぐらいありますので、その部分を若い方たちが集っていただいて、今後の和束町、東部3町村も含めまして、京都府の連携を持ちましてですね、働き方改革ということでビジネスを生んでいこうという、そういう拠点づくりということを考えております。

いろんな方が集まってきていただいて、今後こういうことをやっていったらどうだろうかというワークショップ的なものも開いてということで現在想定しております。

京都府のほうでも、今年度の補正にのるか、あるいは当初予算でのるかというのは非常に議論を進めておられ、京都府のほうから、どういったところを改修したいかということで、今回、体験交流センターの2階部分をどう改修したらいいだろうかという提案がございましたので、その調査をさせていただきたく、今回の補正をさせていただいた次第でございます。

今後、話が進みましたら、29年度の当初予算でその改修費用等を上げていきたい

など。

これも京都府、それからほかの東部3町村連携しながらの事業でということで、今後の事業展開に向けた予算ということで、調査ということで図面をかいていただく、そういう計画でおります。

○議長（畑 武志君）

9番、岡田 勇議員。

○9番（岡田 勇君）

私のほうから二、三点お伺いしたいんですけど、まず10ページの標準宅地鑑定評価業務委託料、これについてと、それから12ページ、これも委託なんですけど、観光案内研修委託料、それと竣工式典の委託料、それからもう少し下へ言って、今度は橋りょうの調査業務委託料、保守設計委託料、この3点お聞きしたいんですけど。

○議長（畑 武志君）

細井税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

ただいまの岡田議員のご質問にお答えいたします。

この標準宅地鑑定評価業務委託料ですが、平成30年度が固定資産税の評価がえの年になっております。固定資産税については3年に一度評価がえが行われるということで、前回は平成27年度でしたので、今回は平成30年度ということになるんですけども、平成30年度の評価がえにつきましては、平成29年1月1日現在の価格をもとに決定されます。その価格は本町では41ポイント標準値がございまして、その41ポイントの標準値の鑑定評価額が必要になるということで、不動産鑑定士協会、協会が選定した不動産鑑定士、そして和東町の三者契約で業務委託するものでございます。

以上です。

○議長（畑 武志君）

古田地域力推進課長。

○地域力推進課長（古田良明君）

私のほうからは、観光案内所の関係について答弁させていただきます。

観光案内所の研修委託料につきましては、来年度4月に開業予定しております観光案内所につきまして、この3月にですね、4月から実際に案内に入らせていただく方を事前に雇っていただいて研修を行っていくということを想定しておりまして、そのために必要な経費を今回上げさせていただいております。

また、竣工式典の委託料につきましても、3月の中旬に完成予定となっておりますので、3月の終わりに竣工式を開催したいと思っております、それに係る経費を今回計上させていただいております。

○議長（畑 武志君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

私のほうからは、道路橋梁に係る1,300万円の減ということでのご質問でございますが、その下に工事請負費の増のところに1,300万円がございます。一部組みかえということでご理解を願いたいと思います。

この内容につきましてですけれども、当初、砂子橋につきましては、昨年実施しました日本一橋と同時に行う予定をしておりましたが、日本一橋の当初予算をはるかにオーバーした関係で、砂子橋の一部の予算をこちらに回したという経過がございます。

それとあわせまして、委託料を削減させていただいた理由につきましては、本事業費の当初の計画の中でそのお金が交付金としてついてきてない部分もありまして、その分の調査費を落としている分でございます。

それとあわせまして砂子橋なんですけれども、当初、主げたの入れかえだけで済ます予定をしておったのですが、調査をしました結果、床板の上にクラッシャーがひいてあるという現実がありまして、全面的に上の床板をやりかえなければならないという

ことが判明した関係で、工事費の増額が出ました。その関係での組みかえ補正でございます。

○議長（畑 武志君）

9番、岡田 勇議員。

○9番（岡田 勇君）

鑑定の関係3年に1回を検討しているということで、29年1月1日付でやらなきゃならないということとそれで理解しておきます。

それで、観光案内所なんですけども、この研修するということは、職員かどなたかがそれに伴ってやらないかんとということで課長か誰かあなた方の課ですか、研修をされるのは。それともまた別で誰かを研修するのか、それを聞かせいただきたいと思えます。

それから、案内の式典10万円となっておりますけども、町長わりかし式典がお好きなようですけども、門前のときは50万円計上されて、これは10万円。規模が小さいかわかりませんが、余り私は式典にはこだわりはしませんけれども、その辺、十分注意してやっていただきたいと思えます。

もう1点、砂子橋ね、ちょっとわかりにくいのでどの場所なんかお聞かせください。

○議長（畑 武志君）

古田地域力推進課長。

○地域力推進課長（古田良明君）

研修につきましては、もともと研修を実施する予算を当初予算の時点で実をつけていただいております、そういった指導をしていただける方を呼ぶということも考えてはおりますが、1カ月間ずっとというわけにはいきませんので、今回の委託料ということで、商工会のほうに基本的には採用していただく形になりますので、商工会のほうを中心に当課のほうからもサポートしながら、また一緒に地域おこし協力隊で観光で入っている者も観光案内所のほうに入らせていただくことをしておりますので、協

力しながらやっていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（畑 武志君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

済みません、位置関係を説明しなかったことをおわび申し上げます。

砂子橋につきましては、湯船の木津信楽府道の八七瀬橋を渡っていただきまして、左へ曲がってもらって、清水橋を越えた次に若干小さな橋が1本あるんですけども、その橋でございます。

○議長（畑 武志君）

9番、岡田 勇議員。

○9番（岡田 勇君）

式典につきましてはよくわかりました。商工会のほうへお願いするということですね。

砂子橋なんですけども、工事費が1,300万円となっておりますね。これはいつ執行されるんですか。これは28年度の予算ですね。だから、いつ執行されるのか。3月31日までに終わるのかどうか、その点だけ。

○議長（畑 武志君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

現在、最終の設計がほぼ上がってきております。実は当初の設計では、けたをかけかえるだけの工程でございましたが、先ほども説明しましたように、若干、床板の構造も変えなきゃならないということで、発注につきましては年明け早々に発注を予定しております。

○議長（畑 武志君）

質疑の途中ですが、ただいまから午前10時45分まで休憩いたします。

休憩（午前10時28分～午前10時45分）

○議長（畑 武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。

9番、岡田 勇議員。

○9番（岡田 勇君）

そこです、砂子橋の件ですけれども、当然、通行どめをされるのか、通行どめにした場合だったら、木津信楽線は真っすぐ行ってもらわないかん。その辺の安全的な対策もちゃんとやってもらわな困りますし、なお、湯船区にも十分理解をしてもらわないと思いますので、その辺、課長どうですか。

○議長（畑 武志君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えします。

確かにそういう事情が発生します。通行どめの期間が若干出るということで、それに対する対応も今後していくということになっております。

1月に入りますと、それ以外に八七瀬橋、これは府道の橋なんですけれども、八七瀬橋の橋梁点検等も京都府さんが行ってくれます。その関係での通行どめもありますので、あわせての周知となると思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（畑 武志君）

9番、岡田 勇議員。

○9番（岡田 勇君）

住民の方とか、それから通行される方の迷惑にかからないように、十分、安全を期してやっていただきたいと思います。

次に、もう1点ですけれども、先般の14日の議会のときに住宅の関係の話が出ま

した。そのときに、もちろん過去には同和住宅ということで、予算的に国からいただいていた。当然、法律が切れると一般住宅になるんですけども、今現在、その趣旨で建築をされておるんです。ただ、入居するときに住宅審議会、委員さんを選考するのに、この間の建設事業課長の話では、学識経験者が4名、各種団体が4名の8名となっております。学識経験者の中で地区の人が入っているのはどうだという意見もあったんですけども、これはたしか条例の規則に載っておると思うんですけど、町長にお伺いしたいんですけども、それは規則の中でどなたが決めるんですか。町長ですか、副町長ですか、それともどなたかおられるんですか。それをはっきりしていただきたい。

○議長（畑 武志君）

堀町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

これも質問がありました。さきするときにも答弁させていただきましたけども、条例に基づいて、入居者については規定を設けております。それについては町長が決める際に諮問するために規定を設けて、その委員会の意見を聞いて決定すると。公正さに資するためにそういう制度を設けておると、こういうことです。今のご質問でいえば、町長が決定する際の諮問事項と、こういうことであります。

○議長（畑 武志君）

9番、岡田 勇議員。

○9番（岡田 勇君）

この間の話は、町長が決めるんですということは一言もおっしゃってないんですよ。だから、はっきり言ってもらわんと誤解を招きますので、私も地区の代表ですけども、一度たりとも町長に委員に入れてくれという覚えもないし、お願いしたわけでもないし、むしろ私は困るというぐらいのことですので、そういうことで、過去の経過があ

るという意味も踏まえて、地区の人を選択されようとしておると思うんですけれども、十分誤解のないようにしてほしいです、町長がはっきりですね、人に言われて決めるもんでもないと私は判断しましたということをお願いしたいんです。

○議長（畑 武志君）

堀町長。

○町長（堀 忠雄君）

この条例は、町営住宅は国庫補助金を受けて、いわゆる目的を持った住宅としてやってまいりました。そういう意味において、これからもその入居に当たってはそういうような趣旨というのは非常に大事にしていかなきゃならんと。

私にもこの際、答弁させていただいたことが過日あるんですが、これは今、言われていましたように、いろんな運動体のいろんなそういう過去を除外するものではないと、こういうことで答弁させていただいております。そういうもとに、町長も決定していくことでお願いする諮問事項も町長が決定させていただく、これは規定に基づく、こういうことでありますので、足りないところは今の答弁で補完させていただきたいと、このように思います。

以上です。

○議長（畑 武志君）

9番、岡田 勇議員。

○9番（岡田 勇君）

はい、よくわかりました。

それで、この間のときもちょっと論議されてましたけど、住宅が今できました。入居者は、当然、建てかえですので、入っておられた方はまた入ってもらおうと。あと残りが、この間の建設事業課長の話では、一応、募集するなり、それでやっていきたいということをおっしゃってましたけども、ただ、第5中西団地は2戸があいてあったんですね。これは1年ほどあいていたんですね。これは盛んにいろいろ質問されてま

したけども、あいておいたら、その分だけ1年間だけ家賃も入らない。さらのままで置いていると特にそうです。そういうふうに素早く実情を把握した上で、どうしても必要やと。そういう条件に伴う人がたくさんおられるんやということは現場のほうでも聞いてもらって、速やかに入居の手続をしてもらわないと、そのまま1年間ほっといてですね、周りの人は何でという要らん誤解を招きますので、来年、そういうことに基づいて入居するために急いでいただきたいと思います。

以上です。終わります。

○議長（畑 武志君）

奥田副町長。

○副町長（奥田 右君）

はい、お答えいたします。

今、住宅の関係で少しお話があったわけなんですけれども、確かに、前回説明しましたように、政策空き家ということで計画的にあけているところがございます。

といたしますのは、過去、昭和60年以降、公営住宅を建ててきたわけなんですけれども、その当時は一般世帯3人から4人の世帯を中心に、長いこと住宅を11建ぐらいですか、世帯でいうたら100世帯ほど入るわけなんですけれども、建ててきました。しかし、どこでもそうですけれども、町自体が高齢化を迎えまして、入居者につきましても高齢化が進んでおります。そういったことで、最近につきましては、第3・第5中西住宅につきましては、高齢化向けの住宅を計画的に建ててきてます。

そういったことで、今後は今、空き家しております住宅の入れかえも含めまして、ここは住宅審議会とも相談しまして、今現在、一般住宅に入っておられる方が、現実、2階を利用してない一人世帯とか二人世帯が多く住まれております。そういったことの住宅を適切に世帯構成に合った住宅の住みかえができないかと、こういったことも含めまして今後検討していきたいということで、一つは、住宅施策として長期的に見た中でそういったことを検討したいということで、今、空き家につきましても、岡田

議員から言われましたように、2年も放っておるといったこともあるんですけども、全体的に住宅の入居者の世帯構成も見ながら今後検討していきたいということになっておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（畑 武志君）

9番、岡田 勇議員。

○9番（岡田 勇君）

もう質問終わりと思ったんですけども、副町長が世帯構成とかいろんなことをおっしゃって、あたかも次の世代の子供たちを、やはり和東町は少子化ですし、しかも流出してます。かなり若い子が外へ出てます。だから、受けとめるためにはそういう向きの住宅も必要でないかと、これの検討をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（畑 武志君）

3番、村山一彦議員。

○3番（村山一彦君）

これは質問ではないんですけど、お願いなんですけど、先ほど岡田議員の質問にもありましたけど、建設事業課長にお願いしたいんですけども、橋の名前を唐突に言われても、私らはわからない場合もありますので、どこどこ地区の何々橋と言っていたらイメージもわきやすくなりますので、今後そういうような形で説明をしていただけたらと思います。

それと、私、1点だけお聞きしたいんですが、7ページ、一番下なんですけど、徴税費86万4,000円が補正されておりますが、これは賃金ということを知っております。そして、補正後の金額が3,848万7,000円ですか。この明細ですね、内訳はどんなふうになっているか、お答えいただけたらと思うんですが。

○議長（畑 武志君）

細井税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

徴税費の内訳でございますが、報酬としては固定資産評価審査委員会委員さん、それから職員の人件費に係る部分、給料・職員手当等でございます。あと、需用費、役員費等が約20万円、それから負担金補助及び交付金として528万7,000円、これは当初予算なんですけれども、各税関係部局、団体ですね、それへの負担金、それと地方税機構への負担金。負担金補助及び交付金の一番主なものが京都地方税機構の負担金ということで、当初予算としては516万4,000円でございます。

○議長（畑 武志君）

3番、村山一彦議員。

○3番（村山一彦君）

報償とか賃金等がかなり入っていると思います。実際、税機構のほうへ移管しているのは滞納者分とお聞きしてます。実際これだけの費用をかけてどれだけの金額が回収されているのか、その辺をお答えいただきたいと思います。

○議長（畑 武志君）

細井税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

地方税機構発足が平成22年度でございます。それから、27年度までのトータルの件数で申し上げて恐縮なんですけども、22年度から27年度までのトータルの件数で申し上げます。

まず、移管件数でございますが、3万2,459件。これにつきましては期別の数ということでご理解いただければと思います。

それから、移管金額8億2,131万2,040円で、収納額でございます。3億

1,281万61円。数字は出してないんですけども、収納率としては40%弱になろうかと思います。

収納の関係については以上でございます。

○議長（畑 武志君）

3番、村山一彦議員。

○3番（村山一彦君）

3億円余りの金額が回収されていると、今、お答えいただきました。実際、税機構の仕事の督促方法いいですかね、それを聞いてますと、まず電話と郵送が全てで、滞納者のところへ面談には行ってないというようなことをお聞きしてます。だから、やはりその辺は税機構と話し合いして、そして全面向こうへ移管しても、やはりこちらも努力するべきじゃないかと思います。だから、そういう移管した先に町のほうから督促なりそういうことはやっておられないんですか。その辺をお聞きしたいんですが。

○議長（畑 武志君）

奥田副町長。

○副町長（奥田 右君）

村山議員の滞納整理という観点から、答えさせていただきたいと思います。

今、税機構のほうに町税並びに国保税を移管しております。年額は先ほど課長のほうから言いましたように、何億円という単位でやっております。

今回の徴税费につきましては、滞納整理だけじゃなくて、現年度に係る費用とか全て入っております、3,800万円という金額が出ておりますので、そこら辺は当初予算の中身を持ってませんので答えられませんけれども、そこら辺はご理解のほうをお願いしたいと思います。

ただ、税機構に委託しておりますのは人件費として400万円から500万円、これは人を送るときの人件費ですので、それによって変わってきますけれども、大体四、五百万円、多くてもそれほどの金額を負担金として出しております。

回収しておりますのが大体1,500万円前後、今、課長が金額を持っているかもわかりませんが、それほどの金額を回収しておりますので、成果としては負担金の3倍ぐらいは回収しておりますので、そこら辺のご理解のほうをお願いしたいと思います。

それと、委託をしましたら権限を全部移しますので、基本的に、町のほうから督促を出したり、それに関して戸別訪問というのは避けております。ただ、これは税機構と調整した中で、どうしても税機構のほうで、こういうように調整してほしいといった依頼があった場合は、うちのほうで行かしていただいたりしております。

ただ、行政としてやっていかなければならないのは、現年度をいかに徴収率を上げていくかということが大事だと思っています。これイコール過年度分に影響してきますので、現課のほうには税だけと違って、使用料も含めまして現年度の徴収率を上げよということで、これは管理職会議も含めて言っております。現年度の徴収率が上がれば繰り越し滞納が自然と減ってきますので、そういった意味で、現年度についてはやはり全課をもって、徴収も含めまして、直納とか窓口納付とか、そういったことになかなか来られない、また、いろんな家庭の事情がある方、そういったところには納税相談も含めまして現年度の徴収率を上げてくださいといったことは言っておりますので、委託機関との調整はやっておりますけれども、直接そこに和東町が入るといったことは避けておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

3番、村山一彦議員。

○3番（村山一彦君）

ありがとうございました。

それでは、徴収のほう頑張ってください。

以上で終わります。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

それでは、8ページをお願いしたいと思います。

交通対策費のほうでお伺いしたいと思います。

今回、路線バスの運行維持費で567万円という形の補正予算を計上されているわけなんですけれども、去年と比較して全体的に補助金額というのが結構ふえているように、私、感じるんですけれども、去年の決算とことしの決算見込みについてどのような感触でおられるのか、その点、お伺いしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

今回補正させていただきました路線バス運行維持補助金は567万円の増額ということでございまして、当初見込んでおった金額よりもこの部分がふえたというところがございます。

奈良交通への補助金の額につきましては、11月に28年度分の補助がほぼ確定したというところございまして、今回上げさせていただいたというところでございます。

平成27年度の町の補助額は2,612万5,414円でございます。今年度負担の見込みでございますけれども、3,179万5,181円となるわけでございます。増減額ということで、566万9,767円の増額ということで、21.7%の増額ということとなったわけでございます。

この増加の要因につきましては、一つは、乗車密度によりますカット率が大きくなったというところございまして、いわゆる5人を下回る場合につきましては補助金がかットされるというところございまして、28年度の乗車密度につきましては3.

0人と算定されたわけでございます。平成27年度につきましては3.3人というところございまして、やはり利用者の減によるものでございます。

それと、もう1点が、奈良交通自体の経営に係る経常費用の増加というところでございます。いわゆるその単価が、昨年度1キロ当たり487.82円でございますけれども、今年度が500円を超えまして505.77円ということとなったわけでございます。

この上げ幅により、この補助金額がふえたというところでございます。いわゆるカット額と今、申し上げました経常費用の底上げ額と言われるものでございますけれども、それによりましてこの金額となったというところでございます。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

ありがとうございます。

今お聞きしますと、やはり毎年毎年、乗車密度というものがこれに対して減ってきておる。そして、また今、説明いただきましたように、運営等々の経常費用というものがまた逆にふえてきておる。

そうするとですね、毎年、和束町におきましても、少子高齢化ということで人がかなり減ってきておって、一般的にはマイカーという形のほうが便利だということで、それを利用されているわけなんですけれども、こういったことで、また来年度も何%かという形の中で経常的にはマイナスになるだろうということが予測されるわけなんですけれども、これが一体どこまで町単費として補助して耐えられ得るものなのか、この辺についても非常に疑問があるわけなんです。

だから、この運行、奈良交通で今、運行をいただいているわけなんです。お世話になっているわけなんですけれども、これが今、申し上げましたように、町で負担する

限度額というものがやはり金額的には限られてくるだろうと予測されます。その運用形態も今後どのような形で、いつ、どういった時期に切りかえていかなきゃならないかと、こういうことも今から視野に入れた中で、バス運行というものを経営していかなきゃならないんだらうと思うんですけれども、この辺についてのご見解というものを伺いたしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

現在、和東木津線の補助金につきましては、いわゆる過疎債を充当させていただいておるところでございます、そのうち70%につきましては交付税算入されるというところがございます。

しかしながら、過疎債を充てて交付税にはね返ると申し上げましても、このまま推移すれば過疎債といえども借金でございますので、一定の制限をかけていかなければならないという認識は持つておるところでございます。

現状の利用者の状況を見させていただきますと、やはり湯船地域の利用者が非常に少ないというところがございます。現在、本町を初め京都府と南山城村、笠置町と連携をしながら、JR関西本線、加茂伊東沿線の地域公共交通網形成計画というものを今年度中に策定をする見込みでございます。

現在、その中間案を取りまとめているところでございます、近々、京都府のほうからパブリックコメントも行われるということとなっております。その計画の策定に当たりましてアンケート調査とかワークショップとかいろいろさせていただいたわけでございます。

和東町におきましては、やはり免許保有率が非常に高いというところがございます、現在は車を利用しておられる方がほとんどでございますけれども、アンケートの

中では、やはり車を利用できなくなればバスを利用したいというアンケート結果が高かったというところでございます。

そういったものを勘案いたしまして、今後の路線の再編等を検討していくということとしておるわけでございますけれども、これは過去にも公共交通に関する懇話会の提言でもございましたように、やはり湯船地域を別路線という形で運行して、より地域に密着した形のコミュニティバス的な運行も検討していかなければならないというように思っておるところでございます。

今後、この公共交通網の形成計画を策定した後、平成29年度以降から実施計画に移っていくということございまして、今、この時点で奈良交通の和東木津線の再編の計画のスケジュール的なものはまだ未定というところでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

そういったことで、現在、木屋地区につきましては、タクシーの支援というもので、予約制という形で今、試験的にやっていたいっているわけなんですけれども、そういったことも一つの検討課題として、今、おっしゃっていただきましたように、小学校下までは一応かつかつの黒字というんですか、運行的には計上的にはプラスになっておる。しかし、それ以北について、湯船地区の間が結局マイナスになってきて、赤字路線として結局は大きな金額の負担というものが出てきておるということでございますので、今後、その地点を切り離して、今、言ったように、笠置と同じようなタクシー的な経営というものに切りかえていくということ視野に考えていいんでしょうか、お伺いします。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

木屋地区で実施しておりますタクシー運賃の補助事業は、町営バスの休止に係る代替措置というところがございます。これにつきましては周知が進んでまいりまして、利用者もふえてきておるといのが現状でございます。

ただ、事前予約制ということで一定の制限がかかってくるというわけでございますので、これを今、言いましたように、湯船地域での運行ということになりましたら、今の木屋の形態では非常に難しいかなと思います。もっと利便性の高い形でデマンドタクシーとか、そんな形で運行も検討していかなければならないと思っておるところでございます。

さまざまな輸送形態はございますので、できるだけ住民の方を第一に考えまして、利便性の高いものにしていくべきということは前提に置いて考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

奥田副町長。

○副町長（奥田 右君）

今、バスの運行ということで、赤字補填の関係でご質問が出ております。これは国の補助金もいただいて今現在運行しているわけなんですけれども、仮に3,000万円の年間赤字補填をするといったことになると、先ほど総務課長も答弁しましたように、7割が交付税ではね返ってきます。そういった意味で、70%は交付金という形でとらえたらいいと思います。仮に3,000万円でしたら、残り900万円が本来の単費分と、こういう計算になると思います。

そういった意味で、今後、今、湯船地区の特に厳しい内容を説明させていただいた

わけですけれども、これに係る費用がこれを上回る範囲なのか、下回る範囲なのかということを今後検討して、代替バスとか代替タクシーとか、こういったことが費用で総括的にどれほどかかるのかということを経算しまして、単費で今、現実的に900万円ほどなんですけれども、出している分をどの範囲でとらえていくのかというのが先ほど岡田議員が質問されたボーダーラインが出てくると思います。今後そこら辺を研究した中で、このまま補助金でいったほうがメリットがあるのか、それとも代替バスとか代替タクシーに切りかえていったほうがいいのか、そういうところを検討していきたいと、このように考えています。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

今、奥田副町長が発言いただきましたけれども、過疎債で7割キャッシュバックしてくるというようなことですが、あくまでもこれは交付金、期限付きの過疎債ですので、やはりこういったことで、過疎債で7割負担で、あとの3割は負担だけだというふうな安易な考え方であろうかなと思っているんですね。やはりあくまでも町全体の健全な経営というんですかね、運用という形を考えるならば、過疎債等々の交付金に頼らず経営していく。あるいはそういったシステムに変更していく、これが基幹的に今から5年先、10年先を考えても、遅かったという形では町としては非常に失態があるかと。やはり健全な経営というものを考えていくなれば、今から、こういう時点から、このような大きな負担を抱えている中で、一步一步健全にしていく、黒字経営に持っていけるように努力していく、こういうような形が経営として求められるんじゃないかと、このように思うんですけれども、その点についてもう一度ご答弁をお願いします。

○議長（畑 武志君）

堀町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

今のバスの件でございますが、非常に大事なものは、やはりまちづくりという観点からであります。

今、湯船区の路線のほうで赤字ということで課長が申し上げておりました。これは先ほど副町長が言っていましたように、一応、数字的なボーダーラインを見つつ、それで固執しているんじゃないと思います。先ほどほかの議員からもご質問がありましたように、湯船区のまちづくりをどうしていこうか。そして、今は積極的なまちづくりを入れるというのに、先ほどまちづくり会社というんですか、法人化もその手法だということで予算を上げております。

それともう一つは、5年後にワールドマスターズというのが開催される。それに向けて、今、国・府にそういったことを条件にもっと整備をしてもらわんといかんやないかと申し上げているところなんです。だから、そういうことを手段にいろいろと湯船区のあり方、そのあり方がバス路線に影響になってくる。その手法が今の奈良交通に固執はしておりません。

先ほどもありましたように、一応、副町長が申し上げますように、ボーダーラインは決めつつ、基準は持ちつつ、そして地域づくりをしつつ、そして先ほどのように、今のいわゆる諮問委員会、検討でいただきましたように、いろんな手法があります。こういうことを今、考えております。

今、木屋においてもですね、住民の皆さんにチラシが流れたと思うんですが、笠置町と和東町と南山城村、そして京都府が一体となって、加茂と大川ですか、あそこを一日に3回走らす試行をやってみよう。それがよろしければ4月からスタートしますと、こういう動きもあります。だから、これは今、申し上げたものではないに、まちづくりは動いております。そういったことをあわせて、地域づくりの中で考えていく。その中の今の切り上げたところの実態はこうなんですよと。

3,000万円の過疎債で発行して何とか維持していこう、そういう中で持ちこた

える数字は先ほどなんで、それで固執して終わっているんじゃない。これは今の過程の中で考えていくことだと。将来はもっと積極的にまちづくりをしていかないと、木屋区においてもそうだと思います。そういう発展をしていかないと、それを維持するためにどうやなしに、発展さすことによってこれは大きな手段になるんやと。まちづくりの手段になると、こういうとらえ方で考えていきたいと、このように思っておりますので、その辺のところをよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

もちろん今、町長がおっしゃっていただきましたように、まちづくりの手段でございます。この手段が低迷している。これについてやはり私はちょっと懸念を持っている。これが一つの財政負担になっていって、和東町の伸びしろの勢いというものが下降向いたら困ると。この手段によって和東町を伸ばしていかならんということが非常に大事であろうと思って非常に懸念しているわけです。観光の一元の一役を担っているわけですから、より大事にしていていただきたい。

そしてまた、今後、少子高齢化、老人がふえてくるに従って、足の確保というものが和東町にとっては非常に重要な部分を占めてこようと思っております。一日の食材を買い求めるにしても、生協に頼っていかなきゃならないというような状況が非常に多うございますので、やはり新鮮な食材を求めにいくのには、一つの交通網というものが必要であろうと、このように考えておりますので、より一層の利便性を確保した中で、まちの運営をとというものを考えていただきたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（畑 武志君）

5番、井上武津男議員。

○ 5 番（井上武津男君）

それでは、私のほうからお尋ねしたいと思います。

8 ページの電算システムサポート委託料、できたら 3 8 7 万円の内訳をお願いできますでしょうか。

○ 議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○ 総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

細かい内訳じゃなく、大きく委託契約をさせていただいておるところでございまして、中身につきましては、法改正に伴うものというところでございます。

まず、大きいのは、番号制度に伴うものと、あと税法の改正に伴うシステム改修のサポート委託料ということとなっておりますのでございます。

以上でございます。

○ 議長（畑 武志君）

5 番、井上武津男議員。

○ 5 番（井上武津男君）

マイナンバー制度のいわゆる改修ということなんですけれども、マイナンバーのことで少しお聞きしたいんですけれども、ことしからまた運用も始まるということで、マイナンバー制度で出されている通知カード、全ての方に届いているかどうか、この点についてお聞きしたいと思います。

○ 議長（畑 武志君）

細井税住民課長。

○ 税住民課長（細井隆則君）

はい、井上議員の質問にお答えいたします。

全ての方には届いておりません。まず、税住民課のほうで保管しております枚数に

ついでご報告したいと思います。枚数とか件数ですね。

まず、期限を過ぎてしまった通知カードの受け取りにつきましては書留で送られていますので、直接渡して、はんこをもらうということになるんですが、不在で持ち帰って役場へその後、持ってこられたものが24通、それから宛所に尋ね当たりませんということで戻ってきたものが15通、それから受け取り拒否が4通、その他外字が使ってあったりして届かなかったものが3通、それから転出なり死亡なりが4通ということで、50通を今、税住民課のほうで持っております。

ただし、先ほど言いました外字等で3通残っておるんですが、これにつきましては補正済みで本人さんのところには届いておりますので、実質は47通かなというふうに理解しております。

○議長（畑 武志君）

5番、井上武津男議員。

○5番（井上武津男君）

今、47通は本人に届いてないというふうにいただきましたけれども、今後、この47名に対してはどのようにされていかれようと考えておられるのでしょうかね。

○議長（畑 武志君）

細井税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

この届いてない47通についてなんですけれども、一応、国の通知では、ことしの3月末をもって廃棄しても差し支えないというのが出ておるんですけれども、その後、いろんな問い合わせもございまして、まだ廃棄はしておらないという状況でございまして。当面、税住民課のほうで保管しておくということで考えております。

○議長（畑 武志君）

5番、井上武津男議員。

○ 5 番（井上武津男君）

一応、3月末までは町のほうで保管されるということですね。

それでは、その次に移りたいと思うんですけども、運用に当たって、この間でマイナンバーを取得された方というのは大体どれぐらいおられるんでしょうかね。

○ 議長（畑 武志君）

細井税住民課長。

○ 税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

取得といいますか、マイナンバーカードの交付を受けた方という理解でお答えさせていただきたいと思います。

まず、マイナンバーカードを交付申請されて、それは国のほうに直接申請していただくんですが、国のほうでの設定が終わって和東町のほうに届いたマイナンバーカードにつきましては192枚で、届いたマイナンバーカードについて、各市町村のマイナンバーカードの担当のところで交付前設定という処理を行います。交付前設定処理が済んだカードについては本人さんあてに通知を送りまして、取りに来てくださいという通知を送りまして、取りに来ていただいて、交付時の設定をその場で行いまして交付させていただくということになるんですが、それで交付済みが174枚ということで、今、税住民課の手元のほうには18枚、まだ取りに来ておられない方がいらっしゃるという状況でございます。

○ 議長（畑 武志君）

5番、井上武津男議員。

○ 5 番（井上武津男君）

交付前設定なんですけれども、それは全ての方が設定できるような状態になっているんでしょうかね。

○ 議長（畑 武志君）

細井税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

交付前設定につきましては、税住民課の担当のほうで電算上、行いまして、それについては全て設定完了ということで、本人さんあてに受け取りに来てくださいという通知を送らせていただいております。

○議長（畑 武志君）

5番、井上武津男議員。

○5番（井上武津男君）

その交付前設定で、例えばいわゆる視覚障害者、そういう方がおられた場合に、それに対応できるような状態ができるのでしょうか。その点についてもお聞きしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

細井税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

現在のところなんです、視覚障害の方の申請というのがないというふうに記憶しております。視覚障害の方への対応につきましては、これも記憶の範囲で申しわけないんですが、点字等対応するようにと来ておるんですけれども、現状0件でございます。

○議長（畑 武志君）

5番、井上武津男議員。

○5番（井上武津男君）

この個人情報というのは、住民全てに行き渡らなければ意味がない。国民全てに行き渡らなければ意味がないというふうに考えておりますので、点字で仮に和東にまだ

その方がおられないというならば別ですけれども、多分、そこもまだ調べておられないと思うんですよ。確実にどなたもおられませんということは確定しておられるんですか。

○議長（畑 武志君）

細井税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

今のところ個人番号カードを申請されて税住民課のほうにカードが届いている方の中で視覚障害のある方についてはいらっしゃらないという状況でございます。

○議長（畑 武志君）

5番、井上武津男議員。

○5番（井上武津男君）

そしたら、今後、そういう方がもし来られた場合は、それに対応できるような制度がもう既にできてますでしょうか。

○議長（畑 武志君）

細井税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

申請されて、役場のほうに国からマイナンバーカードが届いて、交付前設定が終わると。それで、取りに来られたときに、視覚障害の方でありましたら、国の通知等に基づいて対応させていただきます。

○議長（畑 武志君）

5番、井上武津男議員。

○5番（井上武津男君）

私といたしましては、全ての住民、国民に取得できるような形をつくっていかなく

ればならないと、そのように考えておりますので、今後、そういう方が来られてからでは遅いと思うんですよ。できるだけそういうものについても対応できるように、町のほうでも取り計らっていただきたいと、そのように考えております。

これで私の質問を終わります。

○議長（畑 武志君）

質疑の途中ですが、ただいまから1時30分まで休憩いたします。

休憩（午前11時30分～午後1時30分）

○議長（畑 武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を続けます。

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

それでは、あと幾つか午前中の続きでお願いしたいと思います。

先ほど体験交流センターの計画ということで幾らか説明いただいたんですけども、いわゆるいろいろ移住の関係、またテレワーク等の関係とか、そこに事務所を設けられるような、そういった方向性もあるのかというふうには思ったんですけども、それでいろいろと移住関係等で役立ていくということは、それはそれで意味としては大事なことですけども、ただ、体験交流センター自身がどういう施設として活用していくのかということの全体像の中で考えないと、例えば、昨年来、この前は援農者を受け入れるということで改修したとかですね、何か継ぎはぎでいろんなことをくっつけていって、結局、体験交流センターというのは一体どういうところなのかということがだんだんわかりにくくなっていくということがあると思うんです。

あそこにはご存じのように、今は教育委員会や連合の事務所がありまして、そして先日、町長も来ていただきましたけども、コーラスのコンサートもさせていただきましたけども、そういった文化活動の練習場にもなっている。それで図書室もあるとい

う中で、なかなか和東町内にはそういう拠点がないだけに、そこが基本的に教育や文化的な活動の一定の拠点になっているというところがあると思うんです。

そういうところも含めてですね、利用者や、また関係者の意見もちゃんと聞いていただきながら、要は、あそこをどういうふうに使っていくのかという方向性がちゃんとないと、部屋があいているから何か使えないだろうかというような感じでどんどんいろんなものを入れていったら、結局は誰も利用しにくい状況になってくるといふところがあると思うんです。どのような方向がちゃんとあるのかどうか、その辺はいかがですか。

○議長（畑 武志君）

堀町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

この設置条例では、和東町で体験をしていただくというのも、字のごとく、大きな目的として入っております。

当初設立するときには、宿泊体験していろいろやらしてもらおうということで、そういう施設の機能を充実させていたんですが、近年、援農とかそういう農業の体験、農村体験、教育体験とかいろいろな形で受け入れられる要素というのが2階の宿泊部分なんです、そういうところを中心に進めてまいりました。

1階については一部広域連合という広域連携を重視した形で、今、岡本議員も言われるように、文化活動とか、そして図書館もあります。そういう意味で、広い住民が交流の体験と合わせて、次は交流というところの拠点に置いた形になっております。

主に、今、言われたような中で、あれを今の和東町では、そういう意味では大きな体験と交流のキーワードの中で拠点にしていこうと、こういうことで取り組んでおります。

過日、前の議会において、いわゆる体験のところの援農とか、そういったところで

もう少し施設整備をしていかんとということで整備をさせていただきました。その後、2室は残っておりますが、その体験という範囲内において、これは次には、先ほどもありましたように、広く和東町の体験をしていただけるようなところを交流と絡めて考えていこうというのが、いわゆる学研と東部との交流、また広く企業との交流、そしてまた町内外の交流を深めて、和東町のあり方を検討できるようなものはないだろうか、こういうことで、今、京都府と一緒に考えているところなのですが、これもまだ決定しているものではありません。いわゆるそういう受け皿を持って話をしていきたいと、こういうことでありますので、今回、その二つが前に手をつけずにそのまま残っている部屋があります。その部屋の有効利用を考えていく中で、そして京都府に強く要望していき、先ほど担当課長のほうからもありましたように、平成29年度から予算に反映できるように、今、努力しているところであります。

一方では、京都府の動きとしては、もう一つは、これも議会で答弁させていただいております、いわゆる東部3町村の広域連携、いわゆるまちづくりというんですか、推進協議会というものを設立して、そして広域連携というのも、一つ今後の方向で具体策を充実していこうというのが一方ではあります。そういうことを絡めた一環施策としてこの施設を使っていきたい。

もう一回繰り返しますが、体験交流、これをキーワードにした大事な拠点にしていきたいと、このように考えておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

いずれにしても、まだ決まっていないということでしたら、今現在利用されているような団体であるとか、個人の方とか、また関係者の方の体験交流センターというものをどういうふうに使っていけばいいのかというところの意見聴取等もぜひ丁寧

にさせていただいてですね、方向性をぜひ定めていただきたいというふうに思うんです。

その上でちょっとお聞きしておきたいんです。施設そのものの、ことし2階を一定修理いただいたということもあったりするんですけども、ただ1階の部分についても下の廊下であるとか、またホールのカーペットであるとかいうのも大変老朽化をしているという状況がありますし、たしか連合の総務の事務所があって、その横に以前の会議室ですね、今、食堂もお金をとられますけども、そこの部屋があって、そのいわゆる宿直室のようなスペースがありますね。あそこを以前、手を入れて改修するといったお話があったような気がしたんですけども、ただ先日、たまたまそうやって使わせていただいたときに見ますと、ほとんど手がつけられてないと思うんですね。あの辺の修理等改修というのは一体どのようになっているのか。

以前、たしかそういったものをやるということで予算を組んでいただいたと思うんですけども、基本的にはできてないんじゃないかと思うんですが、その辺も含めて、1階部分の今後の改修方向も含めて、あればお聞きしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

東本農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

今、東部連合のほうから、部屋のほうを改修したいという旨のお願いが入っておりまして、それにつきましては許可するという方向で許可をさせていただいております。

また、今回の京都府のほうで平成29年度からビジネス拠点というような形で拠点整備の中で考えていただける中でも、1階の今、会議室という形で使わせてもらっている部屋なんですけど、現場を見た中で、床の張りかえ等、また玄関の入り口のほうも手を加えなあかんのかというようなところでも見ておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

一定、古い施設でもありますので、2階だけじゃなくて全体として一度しっかり点検もいただいて、修理すべきはぜひ修理していただきたいというふうに思いますし、先ほど言いましたように、先ほどの件についていえば、ぜひ広く意見も聞いていただいて、方向性を決めていただきたいと思います。

次にですね、例えば10ページにアルバイト賃金というのが計上されております。それで、ことし一定のアルバイトの方等の賃金改定のほうをしていただいたという経過はあるんですけども、ただ、やはりいわゆる最賃というのは毎年変わっていきますし、基本的に今、処遇改善、必要な賃上げも自治体としてもしていくという方向があると思います。

前回やっていただいた改定もかなり長く置いたままになっていて、ようやく変えていただいたという経過がありますが、来年度も含めて、賃上げも年々やっていただくということもやはり必要だというように思うんですけども、その辺の方向性はいかがでしょうか。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

アルバイト賃金でございますけれども、今、議員のご質問にもございましたように、最低賃金がことしの10月に改定されたということでございます。その中で本町が定めておった、いわゆる軽作業員の賃金がそれを下回っておったというところがございます。その解消ということで、軽作業員の賃金につきましては改定をさせていただいたところがございます。

その他の賃金につきましては、一定検討を加えてまいりたいとは思っておるところ

でございます。この後、また条例の改正等でご審議いただきますように、人事院勧告等によりまして一定の職員の賃金の改定も図られるということでございます。そういったものを総合的に勘案いたしまして、平成29年度から処遇改善ができればいいかなと思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

ぜひ、その辺の賃金の改定については、正職の方については人事院勧告等の毎年一定の勧告があっというろんな変更もあるんですけども、特にアルバイトの地位の方については、最賃が上げられてもなかなか反映されないという状況もありますので、ぜひその辺は機動的に対応いただきたいというふうに思います。

次にですね、放課後児童クラブの関係なんですけども、今回の予算ではいわゆる職員の方の賃金等が主な中身になっておりますけども、この間、話しておりましたように、来年度の運営のこともありますので一定お聞きしておきたいんですけども、やはり一つは、来年度に向けて保育料の見直しはないのかどうか、それから開館時間ですね、開所時間の特に夕方、また朝もそうですけども、この間、時間が短いことによって利用できないといった状況も実際に起こっていたわけで、そういう点ではやはり今後、子育て支援ということを充実していきたいと。また、移住者も迎え入れて定住を図っていくという点では、いろんな働き方、そういったものに対応できるような利用にシなくちゃいけないと思うんです。そういう点では、特に延長の時間等は今の6時ではとても対応できないというふうに思うんですね、そういうものには。ですので、来年度に向けてその辺の改定というものはどうなのか、その辺いかがでしょうか。

○議長（畑 武志君）

岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田博之君）

はい、岡本議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、保育料の改定の関係でございますが、現在のところ、所管課では現在の保育料の改定は考えておりません。

また、岡本議員おっしゃるように、開館・閉館の時間ですが、やはり利用者の意見を取りまとめて、来年度以降の方向性を確定したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

この問題というのはね、今、利用されている方の意見をまとめたからといって、いっていいものじゃないと思うんですよ。要は、この間、保育所で、例えばゼロ歳児保育にしても延長保育にしてもね、以前やってなかったらやってなかったで、その範囲で利用されているということがありますけども、例えば、ゼロ歳児保育をこの間やっていただいたと。そしたら、初めはなかなか利用がなかったかもしれないけども、だんだんそれがされる中で、どんどん利用される方がふえてくる、ニーズが高まってくるという状況があったと思うんです。ですから、今現在の利用者の方がどう意向を持っておられるかはもちろん大事です。けども、町としてどういような子育て支援を行うのかという観点で、利用の状況というか、そういうサービスの中身を改善していくということが必要だと思うんです。

この前、課長が一般質問で答えていただいたように、今の時間でいえば、最低30分以内に帰ってこなければ、5時半の定時に終われたとして、30分の範囲内でしか要は仕事できませんという、そういう今の和東町の児童クラブの開所時間だと思うんです。

夏休み等でいえば、朝8時からとなれば、要は8時に預けて、それでも間に合うだ

けのところにしか勤められないということになると思うんですね。それはやはり今の和東町の地理的な条件とか、そういうことから考えれば大変不十分な状況にあると思うんです。ですから、そういう点で、和東町として働く方を応援するという意味で、どういう児童クラブを目指すのかということが来年度考えていただかなくちゃいけないんじゃないかと思うんですよ。実際にそれで不都合も起こっていたわけですから、であるならば、来年度それを受けてちゃんと改善するというふうにしていただくのが筋じゃないかと思うんですけども、その辺、もう一度いかがですか。

○議長（畑 武志君）

岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

確かに、今年夏休みの期間、岡本議員がおっしゃいますように、お一人の子供さんでしたが、開所時間に間に合わないということでお困りになられたという事例はございました。しかしながら、2学期以降、来所されておらない。また、やはり現在の利用者の状況を踏まえながらの検討が必要だと考えております。

確かに、30分以内で通える範囲は決まっております。しかしながら、先ほどもいいましたように、事業の内容等を含めまして、現在の時刻で問題ないと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

それでは、要は、利用がないと言われるけども、それはやっぱり利用できないから利用してないだけの話であって、今の時間を動かさないんであれば利用できないと。

問題は朝だけじゃなくて夕方だって、前、言いましたように、親が迎えに行けないと。だから、兄弟が迎えにきましたという事例もあると言ったでしょう。それは児童

クラブとして責任持って保護者に引き渡すという点では大きい問題があったと思うんですよ。

そういうことが起こっていて改善されないから利用できないわけであってですね、支障が実際起こっているのに改善されようとしなないというのは、先ほど利用者の意向を踏まえてって言われたけども、全然踏まえてないと思うんですよ。

それは、ただ一人だからですか。いわゆる全体30人、40人いる中のたった一人の利用者のことだから、それを全体に合わせるわけにはいかないという、そういうことですか。こういう問題はそうじゃないと思うんですよ。その一人に合わせないと、本当に学童保育の役割って果たせないと思うんですよ。何のために学童保育があるのかっていうのはおわかりだと思いますけども、そういう方こそ利用してもらおうということが本来必要なのが児童クラブでしょう。

踏まえるって言われるんだったら踏まえてください。そういうふうに、最低でも来年度からそういう方がまたおられてもちゃんと利用できるように時間延長してください。そうじゃないと踏まえたことにならないでしょう。どうですか。

○議長（畑 武志君）

岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田博之君）

お答えさせていただきます。

何度も言うようですが、現在の保育時間で来年度以降もしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

だから、結局、踏まえないということですよ。今、その方は利用されていないから関係ないということでしょう。それ以外の方はそれでいいっていうことだから、別に問

題なくできてますから結構だというのであれば、じゃあ、来年度以降で本当に利用される方でそういう方がまた出てきたらどうするんですか。

そういう意味で、本当に利用者の意向を踏まえると言いながら、実際それで利用ができてないという状況も起こったのに、それを全然改善されようとしらないというのは、本当に利用者の立場に立ってないと思うんですよ。それでやろうということやるのであれば、お金をとりますよみたいなことをまた平気で言われるでしょう。

総合計画の見直しの件で地域を回っていただいていますよね。その説明をされていると言うけどね、その一番先にあるのが子育て支援でしょう。先ほど町長も、いわゆる3町村で人口が減少して何とかしなくちゃいけないということで話し合ってますと、いろいろやってますと言われたけどね、こういうことさえできないで、どうやって若い人に来てもらって安心して子育てできますとか言うことができるかっていうことを言っているんですよ。

今、福祉課長のほうはかたくなに従前どおりしますとか言われません。そんなんで本当に子育てに優しいまちになるのかということをおは聞きたいと思うんですよね。その辺、町長としてのご見解をまずいただきたいというように思うんですけども、もう1点先に聞いておきます。

先ほど若干出ておりましたけれども、地方税機構の関係なんですね。さっき副町長が村山議員の話に答えられて、移管したものについては対応を避けていると言われましたよね。移管している以上は、わざわざそういうところに組織をつくってそこに職員まで派遣している以上は、そこにまた職員をかけたなら二重じゃないかということだろうと思いますから、多分そうされていると思うけども、それは見直すべきだと思うんですよ。

というのは、税機構に移管する案件というのは、要は、町のほうは何度も督促をされた上に、それでも払えないという状況がある方が移管されるわけでしょう。ということは、それだけケースとしては深刻だということですよ。税機構が、より丁寧な対

応をしてくれるとこやったらいいですよ。だけでもそうじゃないでしょう。

要は、先ほど言われたように、面談は絶対しないです。電話か文書の督促しないんですね。そういったら、町よりも要は丁寧な対応をしてくれない。とにかく徴収、「払ってください」「払ってください」しか言わない。そういうようなところに移管するだけですから、そういうケースに対して丁寧な対応はできなくなると思うんですよ。だったら、一番身近なところにいる町職員の方等も連携して、状況をちゃんと把握しに行くとか、必要だったら福祉の制度につなぐとか、必要だったら減免制度を適用するとか、そういう対応をすべきだと思うんですね。だから、税機構に行ったらこっちは手を出しませんというんじゃないくて、納税者の立場に立つんだったら、より丁寧な対応をするんだったら、避けるんじゃないくて、やっぱり連携してちゃんと対応していくということが必要じゃないかと思うんですけども、その辺、もう一度答弁いただきたいと思います。

○議長（畑 武志君）

副町長、答弁。

○副町長（奥田 右君）

はい、お答えいたします。

先ほども少し述べさせていただいたんですけども、既に委託しているから全てノータッチだということではなくて、連携はさせていただいております。ただ、権限の及ぶところについては委託しておりますので、権限を移しておりますので、そこまでは入れないといったことを述べております。

やはり滞納整理というのは、法的な整理も必要になってきます。そういったことで、大きな組織でやっていただいたほうが、公売とか差し押さえも含めまして、より効率的に、また事務も進んでいくということになっております。

ただ、住民との対応が全然ないという話ではなくて、ちゃんと相談業務も税機構では設けられております。

ただ、集金とか、そういったことはされておられませんけれども、それについては本町につきましては、先ほども答弁させていただきましたように、現年度の中でそういった話もさせていただいております。

やはり滞納整理というのは、悪質な滞納者もおられます。そういったものをどう整理していくかというのが大変重要になってまいります。ただ、それ以外の滞納者の方もおられます。そういったことは相談業務で窓口で十分整理させていただいていると、このように思っております。

以上です。

○議長（畑 武志君）

堀町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

児童クラブの件について、私のほうの見解ということでご質問をいただきました。

先ほど課長のほうからも答弁がありました。それは岡本議員も聞いていただいておりますわけなんです、一つには、事情に応じた対応をしていく、こういうことです。そのときそのときの実情と。いわゆる時間というのはその実情に応じたことが大事だろうと。

来年のことですが、一応、基準時間というのは今まで持っておるものですから、その基準とするところは、今、課長から答弁させていただきました。また、そういった事情に応じた対応をしていく、こういうことを固定化せずに、住民のそうした声には声をかけていこうという、この姿勢のように課長の答弁であります。そういうことでありますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

実情に応じたということであれば、そういう実情をちゃんと踏まえていただくんで

あれば先ほどのような答弁はないと思うんですね。ですので、今年度についてはそういうことが起こったわけですから、やはり来年度に向けて二度とそういうことがないように必要な改善は行っていただきたいというふうに思います。

それと、先ほど税機構について、現年度分を対応する中で対応していると言われましたけど、税機構のほうは、とにかく滞納分を1円でも多く徴収したいわけですよ、そのための機構ですから。だから、あの人たちは、何%まで徴収が上がりましたということが一番の仕事の成果なんです。ということはね、そこにどんどんどんどん行けば現年度分さえも払えなくなってくるわけですよ。ですので、やはりそういう点では、向こうに送った分についてはノータッチじゃないと言われたけども、でも、ほぼノータッチですよ。そうじゃなくて、やっぱりちゃんと連携してですね、実態把握と丁寧な対応をしていくということをぜひ私はしていただきたいというふうに、これは強く要望しておきたいと思うんです。

最後に、先ほどちょっと岡田議員のほうから出てましたけども、バスの件で少しだけお聞きしたいんですけども、先ほどいろいろのお話があったので、そこには重ならないようにしたいんですけども、委員会でもいわゆる来年度以降、実施計画をやっていくという話で説明がありました。その点で、この12月にも意見聴取とかパブリックコメントもしていきたいと。そのための素案も明らかにしたいというふうに言われていましたけども、今現段階でいいますと、議会のほうにもそういう話は何も明らかにしていただけていません。そういう点では、いつ住民の中に明らかになるのか。予定どおり意見聴取されていくのか、その辺は今後どういう段取りになるのか、もう一度お聞きしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

奥田副町長。

○副町長（奥田 右君）

先ほどの税機構の関係なんですけれども、同じような答弁になりますけれども、現

年度、先ほども何回も言うてますように、これは徴収率を上げていかなきゃならないということは各管理職に伝えております。その中で滞納についても触れることはできるんですけども、徴収業務は委託しておりますので、そこまでは及ばないということで、滞納整理についても、住民の皆さんの十分ご理解をいただけるように指導はやっていきたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

先ほど申し上げましたJR関西本線加茂以東の沿線の地域公共交通網形成計画の中間案でございます。これにつきましては委員会でもご報告させていただきましたように、12月から1月にかけてパブリックコメントを実施するというところでございます。

このパブリックコメントの実施主体が京都府が中心ということになるわけございまして、京都府のほうに確認させていただきましたら、今、そのパブリックコメントに向けての調整中であるという答えでございました。まだ、詳細な期間が決定されていないというところでございます。予定では今月から来月にかけてということでございますので、京都府から報告があり次第、速やかに住民の方々のパブリックコメントが求められるような対応をとりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

年末年始を挟むということもありますので、十分に意見が聞ける環境というか、期間も含めて配慮いただきたいというふうに思いますし、内容については早く示してい

ただきたいというふうに思うんです。

最後にお聞きしたいのはですね、先ほど来、いわゆる奈良交通バスをどうするかという話では、湯船方面の路線が大変赤字だと、利用者数が少ないということで、そこをどうするかという話が出てきていると思うんです。これはこれで大事な問題だと思うんですけども、ただ、やはり全体として、例えばそれ以外の東和東までとか、ロータリーまでとかがあってというのが、それでもいいのかといたら、それはそうでもないわけですよ。ですから、やはり路線全体としてどういうふうな公共交通を目指していくのかということは十分考えていただいているとは思いますが、例えばコミバスにしても湯船で走らせるということだけじゃなくて、町全体として、今度、観光案内所等ができるということもある中で、そこを拠点にしながら、前は発着点にしたいみたいな話もされてきましたが、そういったことも含めて、湯船だけじゃなくて全体としての公共交通をどうしていくのかと。コミュニティバスみたいなような小回りのきく交通網をどう構築していくのかということもやはり今、大事だと思いますので、その辺についての方向性というのはどのようにお考えなのか、それをお聞きしておきたいと思えます。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

先ほど申しあげましたように、中間案におきまして一定のこれからの地域内交通の将来像の案という形で示させていただくということになっておるわけでございます。

その中では、先ほど申しあげましたように、やはり湯船地域におけます地域内交通手段の整備、それと奈良交通の機関を維持強化していくということと、それに結びます域内交通ですね、いわゆるバス停から離れている地域とバス停までを結ぶ移動手段、こういったものの整備も図ってまいらなければならないというような形で中間案が形

成されておるといところでございます。

いずれにいたしましても、住民の方のご意見を賜りながら進めてまいりたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

先ほど来、岡本議員のほうから、税機構についての税の取り立てということであるかと質問いただいたと思います。私もこの去年の4月から税機構に派遣させていただいている委員でございますので、その機構の中で取り上げられているのが、今、岡本議員のほうから紹介がありましたものが多うございます。それについて一言コメントだけさせていただきたいと、このように思います。

税機構は税の徴収義務が第一の使命だと、そういう機構であるということがまず原点でございます。しかしながら、税の支払いのできない方、あるいは支払う余裕があるのに支払わない方、これの見きわめというものが非常に大切だということも機構のほうでは言っております。その見きわめとして、先ほど副町長のほうから発言がありましたように、いつでも税機構としてはオープンに税の支払いについての支払いできない方、あるいは支払おうと思ってもできない方について、あるいは税の支払い方法について、いろいろオープンな形で相談窓口というものは設けておると。それについて真摯に納税者の方も相談に気軽に来ていただきたいということを常々滞納者の方には発信をされております。

最初に文書案内等々で滞納者の方に発信するときにおきましても、今、申し上げましたようなことを真摯に書面において、いつでも来ていただきたい、納税については真摯に納税者の方の立場に立って考えさせて、お互いに納税のしやすいように便宜を図っていくというようなことも言っておりますので、その点、ひとつご理解いただき

たいと、このように思っております。

その中で、納税の約7年近くになりますけれども、当初のことを思うと、現年度に徴収される自治体の方は非常に多くなってまして、税機構のほうに送られてきている滞納税という枚数も件数も徐々に減ってきております。これもやはり税機構の取り立てということに対することやなしに、税機構から、こういうことがあったということのいろんな形の中で、納税者の方が税機構に対して深くご理解をいただいてきておると、そのような結果であろうと思っておりますので、その点もご理解を得たいと思っておりますので、ちょっと発言をさせていただきました。

それでは、続きまして、私の質問に入らせていただきたいと思います。

12ページの農林業費の中の工事請負費、水利確保給水車車庫の工事の件についてお伺いをさせていただきたいと思えます。

そもそも給水車につきましては、マウンテンバイク、これの水利及びマウンテンバイク場のバイクの洗浄、そういったことを主な目的として給水車というものを購入されたように理解しておるわけですがけれども、今度こういった車庫が新設されるということになりますと、その場所というものが非常に私は重要な形を占めてくるんじゃないかと、このように思えます。

今、申し上げましたように、バイクの洗浄、それからMTBの競技場の給水も一つありますね。それから、もう一つの側面としましては、災害時の水利の確保、あるいは風水害、台風等によりまして、いろんな形で生活される方の水利、水が不足したときには給水車でもって給水補給をするというふうな一面も兼ね備えておりますので、必ずしもバイク一面の形で設置場所を決めるということは非常に問題点があるのかなと思えますので、給水車庫の場所がどの辺になるのかというところが非常に私、気になっておりますので、その点についてご答弁願いたいと思えます。

○議長（畑 武志君）

東本農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

岡田議員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

給水車につきましては、3,000リットルということでございます。通常の管の水を引き込みますとかなり水が暴れるというんでしょうか、管内で水が動きます。そうした場合には、火災のときでもそうなんですけど、急激に動くと、沈下しているようなちょっとした汚れというんですか、濁りというんですか、そういったものが浮き上がるというようなこともございますので、私の思いとしては、確かに大量の水を保管できているというような水状の中にあると思いますので、現に、浄水場でしたらその範囲に影響なしに水は給水車に投入できると思いますので、浄水場が適切だというふうに、位置の関係もおっしゃっていただいているんですけども、現にたくさんの水を大量に入れるということもございますので、ほかの住民の方に影響ないという部分であれば、そちらのほうで何千リットルか忘れましたが、中央配水池のところから入れるほうが、一番、皆様方にも影響ないというふうに思いますので、それでいいのかなと思います。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

今、給水場ということの候補地ということでご提案いただいております。火災とかそういうようなときであれば給水場で僕は十分間に合うと思うんですけども、やはり風水害、土砂災害等々がありますと、湯船地区のほうから西和東方面とか、そちらに行くにはちょっと窮屈さというんですかね、道路が寸断されるとか、そういったことも想定した中で考えていかなきゃならないのかなと思ったりもするんで、ちょっと窮屈な面もあるのかな。私もそこが一番適当な場所だと思うんですけど、公平いうんですかね、どこの場所に行っても、道路の寸断等々については、風水害が起きれば必ず起こると思いますから、その中で候補地を探すということで、私もどこにされる

のかということで非常に気になっておったんですけれども、そこで決まったということで理解していいですか。

○議長（畑 武志君）

東本農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

水路の関係につきましては建設事業課のほうで所管されております。ただ、道路が寸断するということになれば配管も切れるということでございます。一番確実なところにつきましては、しっかりした貯水タンクがあるということで、浄化センターのほうがいいのかなというふうに思いますが、水の関係につきましては申しわけございません、建設事業課のほうで。

○議長（畑 武志君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

今のご質問についてお答えさせていただきます。

今回、給水車につきましては、目的としまして、湯船の親水公園における大会等の水利確保ということで、3,000リットルの給水車を購入するというところで予算を上げていただきました。

この担当につきましては、農村振興課、もしくは地域力推進課ということになりますので、そちらのほうで管理をしていただく部分も一面ございます。

また、反面、給水車でございますので、それなりに給水の活動をするということもあります。

今、岡田議員がおっしゃられるように、その車については給水活動をするということで現在考えておりますのは、給水については、基本、湯船の浄水場で給水できる施設を持っておりますので、そこで給水するというところで考えております。これは先ほ

ど農村振興課長がお答えしましたように、水の一番とりやすいところと、それからほかに影響が出ないところ。

ただ、給水車の管理につきましては、一応こちらのほうで考えておきまして、今のところ、施錠のできる施設、浄水場、それから浄化センター等々を候補地に挙げまして、それともう一つは、昼間・夜間を含めて、できる限り人目につきやすいところということも考えております。これはとめている給水車に対してのいたずらという問題も発生しますので、それも含めると、ほぼほぼ浄化センターのほうに入り口がありますので、そちらのほうは施錠もかかりますので、そちらのほうということで、検討の一つには加えておりますので、一旦その方向で選定させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

そしたら、その場所でやるということが決まっておるようですけども、そうすると、広報とか、それから入札方法等、それらの事務の今の進捗状況についてはどのような形になっているのか、その辺、ご説明いただきたいと思えます。

○議長（畑 武志君）

東本農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

この予算が通していただければ、また見積もり等を取りまして、58万円、いわば、通常の倉庫でございますので、そういったところでございますので、ご議決いただきましたら、粛々と進めていきたいと思えます。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○ 6 番（岡田泰正君）

それともう 1 点ですね、どちらかというところ、給水車を多目的に使用していくというように、1 点だけ気になるのは、各区に消防団がございまして、その中に防火水槽があるわけなんですけれども、現在、これを使ってしまうと給水がなかなかできにくいというようなこと、また消火栓から届きにくいようなところの防火層というものもあるわけなんですけれども、そういう場所については給水車によって水の保管というものが使用可能になるのか、その点についてもお伺いしたいと思いますのが 1 点と、それからもう 1 点は、給水車に対する使用規定、条例みたいなものを考えておられるのか、その点についてもご回答をお願いしたいと思っております。

○ 議長（畑 武志君）

馬場建設事業課長。

○ 建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

済みません、あくまでも飲料水の給水車でございます。品物につきましても、ご存じだと思いますけれども、本来、消火栓等は全部銅の口になっております。今回はステンレスで行います。非常時におきましても、あくまでも飲料水の給水の目的を持っておりますので、そういう使用については今のところ検討はしておりません。

ただ、本体自身がこちらに入ったわけでもございませぬ。入るまでには使用規定等々についてはまとめたいというふうには思っております。

農村振興課と水道のほうは十分詰めて、今、つける器具の最終のチェック等々もやっておりますので、まず給水車をつくり上げていくに向けて、その辺の部分について、例えば口径の違いとか、それからソケットの違いとかも全て合わせていかないといけないということもありますので、その辺はこれから 3 月の納車に向けて協議をしておりますので、ご理解のほうをよろしく申し上げます。

○ 議長（畑 武志君）

1 番、竹内きみ代議員。

○1 番（竹内きみ代君）

それでは、午前中も出ていたんですけれども、8 ページの湯船地区の活性化対策補助金につきまして、午前中、答弁もございました。法人化をしていくということ、またマウンテンバイク絡みの法人化であるというふうなことはお聞きいたしました。そのときに笠置町が今回つくられました笠置まちづくり会社のような形をとっていきたいというふうな答弁もございましたので、少し確認をさせていただきたいと思います。

笠置町は6,000万円という地方創生加速化交付金を使って取り組みをされるということで、ことしの8月に決定をされました。その中で準備会等を進めながら、この出資金を募るといふ、そういう形でやっていくということでホームページにもアップをされております。ここは笠置町の駅舎を使った大きな形の中で出店を募りながらやっていかれるというふうなことかなというふうに思っているんですけれども、湯船におきましても、こういった法人というのは会社組織になるのかどうかわかりませんが、住民からもそういった法人化に向けて出資を募ったり、そういうこともやっていかれるのか、また中心になるところは建物も必要でありますし、その辺のことはどうなのか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（畑 武志君）

古田地域力推進課長。

○地域力推進課長（古田良明君）

先ほどの質問にお答えさせていただきます。

先ほど笠置町は、あくまで例示ということで、第三セクターでつくられた株式会社があったということです。笠置町につきましては、町のほうが出資されてという形の株式会社をつくっておられます。

現在、和東町のほうで出資してということをお前提には考えているということではございませんので、湯船区の住民の方が中心となって地域おこしをしていただきたいと思います。

というのが今回の趣旨ということで考えておるところでございまして、笠置町は6,000万円の予算というお話になりますけれども、駅前の施設の改修等を含めました、言っているようなハード整備も含めてという話でお聞きしております。

今回は、先ほど議員ご指摘がありましたように、地域の方の出資ということもできればしていきたいという方向性では協議を進めていきたいというふうに考えておるんですけど、最後は湯船の住民の方が決めていただくという形にはなっていくかと思っておりますので、そこに合わせた形で、よりよい形の法人をつくっていくと。

また、言っている拠点につきましても、前回、早稲田のほうから「湯船横町」なんていうのはいいよねという話もいただいたというのもございますので、そういった何か地域活性ということに向けて、また、そういった整備も進められたらなということも考えてはいるところでございますが、そういったことでお世話になる場合には、また予算のほうをお願いしていく形で考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

1番、竹内きみ代議員。

○1番（竹内きみ代君）

やはり法人化していく。また、地域の住民を巻き込んでやっていく。やはりここには必ず成功していただきたいという思いもございまして、やはり核になる拠点というのも大事であると思っております。そして、そこに人というのが大事で、本当に中心になってくるというふうに思っておりますので、これから、「ヒト・モノ・カネ」、そういう形が動いていくと思っておりますので、今、出発の段階での200万円という形でございますが、そこからさらに、マウンテンバイクとか、そういったこともしっかりと受けとめられるような形のものになっていくのか、その辺がどうなのか、もう少しそこら辺までの考えがありましたら答弁願いたいと思っております。

○議長（畑 武志君）

古田地域力推進課長。

○地域力推進課長（古田良明君）

済みません、先ほどの答弁をもう一度言うような形に近いかもしれませんが、これから人という点につきましては、会社という形になるのかわかりませんが、組織・法人ができる中で、当然、若い方も含めて入っていただけるようなものが必要にはなってくるのかなとは思っております、実際にですね、若い方が移住してこられた方がありましてですとか、また、うちのほうでも地域おこし協力隊の隊員を湯船に入れてということで、活動はまだまだこれからですけれども、進めていこうとしておりますので、そういったところを原動力にしながら地域活性につなげていけたらなというふうに考えているというような状況でございます。

○議長（畑 武志君）

1 番、竹内きみ代議員。

○1 番（竹内きみ代君）

ぜひとも前進させていただきたいと思います。

次に、1 2 ページですが、道路維持費の中で東部塵芥処理組合という形の町道維持修繕工事 1 1 3 万円が計上されております。この工事請負費につきまして、目的は日ごろお世話になっている道路だというふうに推測はいたしますが、場所の確定と、それから時期ですね、どういったときにされるのか、その辺、確認しておきたいと思えます。

○議長（畑 武志君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えいたします。

今の竹内議員の質問につきましてですけれども、場所につきましては、白栖撰原線、下島銭司線でございます。

町道の路線でいいますと、長井から東部塵芥のほうに上がっていく道の途中の修繕と、それからもう一つは、下島の高橋のバス停から上がっていくところの修繕、合わせまして施設の周辺の道路の修繕ということでございます。

○議長（畑 武志君）

1 番、竹内きみ代議員。

○1 番（竹内きみ代君）

それでは、3カ所ということでよろしいのでしょうか。

○議長（畑 武志君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えします。

そのうちの1カ所の分がここに上がっているということで、全部関連づけて工事を発注する予定をしております。これは年明けになると思います。

○議長（畑 武志君）

1 番、竹内きみ代議員。

○1 番（竹内きみ代君）

こういった予算も非常に大事だと思います。それに合わせまして関連ではございますが、先月11月に社会福祉協議会の開催されました道路の環境整備、道をきれいにしましょうということで出させていただきました。そのときに歩いた道路ですが、町道ではあります、日ごろ手を入れられていないところがございます、それは和東小学校の西側の道路であります、上は園につながっておりまして、下は給食センターというところを通る道路でございますが、なかなか整備だけでは行き届かないという面もございました。

道路の両脇の側溝が完全に詰まっているというようなことがございまして、こういったところは区行政では入っておりません。ですから、町行政にそこは修理をしてい

ただくというような形になっていくんではないかと思うんですけども、小学校のマラソン大会もございました。そのときは一度手を入れられたようには思いますが、しかし、雨が降れば道路が川のようになっているという状況もありまして、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（畑 武志君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

今の竹内議員のご質問にお答えさせていただきます。

多分、今、言われている道路につきましては農道だと思います。町道ではございません。ただ、今、言われているように、和東町の道路行政の中におきまして、基本里道と農道と林道、それから町道ということで管理をさせてもらっております。これにつきましては、大部分は地元の方をお願いをしまして、道草刈りとか、それから若干の原材料支給による町道の修繕とかいうのをやっております。

あわせまして、町としましても道路につきましては、先ほど言われました区が広域にわたってしまうようなところにつきましては、一定、作業員を使いまして作業をしているところでございます。

ことしにつきましては、一番大きなものでいいますと、和東町の長井から和東井手線に抜ける白栖小杉田いうところに抜けるところなんですけども、その間につきましても、ハイキングコースのマップに載っていたりしてます、そういうところにつきましては重機を借り上げ、現業で作業をさせたというような経過もございます。

あと、長井から杣田に抜ける和東笠置線、ここも側溝が詰まっております、そういう作業をさせたところでございます。

できましたら区長さんのほうからそういう状況がありまして、うちのほうで手が加えられるもの、それからどうしても工事発注しなければならないもの、それから、済みません、どうして地元の方をお願いしたいものというふうに分けさせてもらって、

一定の協議をさせてもらいたいと思いますので、今後そういうことがありましたらよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

1 番、竹内きみ代議員。

○1 番（竹内きみ代君）

農道というふうにおっしゃいましたが、以前は町道というふうにお聞きしたこともあります。同対事業であそこは整備されたというふう聞いておまして、そこは農道か町道かはっきりわかりませんが、要するに、本当になかなか手の入らないというところは今後もそこだけじゃなくて、あるというふうにおっしゃいましたので、定期的に1年に1回でも結構ですので、手を入れていただきたいというふうに思います。

それから、もう1点ですが、町道という形につきましては、毎年、区長さんから要望がたくさん出てくると思います。特に道ということにつきましては要望が多いと思います。しかし、その要望に対して今年度はここまでやりましようとか、これは無理ですよとか、そういう返答を返していくということが、やはり今現在、区長さんともいろいろお話しする中でも何も答えが返ってこないということが非常に多いというふうにおっしゃっておりましたので、ぜひ、その辺も建設事業課長としてきっちりと道路にはお答えをしていただいてほしいと思います。いかがですか。

○議長（畑 武志君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

確かに言われるとおり、要望は確かにたくさん上がっております。一応、うちのほうとして取りまとめしておまして、確かに返ってない部分も大多数あるということで、過日の町政懇談会等でもご指摘を受けております。来年度以降につきましては、その辺もわかるように明確にさせていただきたいというふうに思っております。

それと、もう一つ、現課におきましては、何とか現業での作業をできるような体制を組みたいということで、これにつきましては財政との調整も来年度からは入らせてほしいということもお伝えしています。その辺も含めまして、できるだけ住民の声が届く、また安心・安全な道路が保てるように努力したいと思いますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は1件ごとに行います。

議案第54号 平成28年度和束町一般会計補正予算（第3号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第54号 平成28年度和束町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

議案第55号 平成28年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第55号 平成28年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

議案第56号 平成28年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第56号 平成28年度和東町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

議案第57号、平成28年度和東町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第57号 平成28年度和東町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

ただいまから午後2時45分まで休憩いたします。

休憩（午後2時30分～午後2時45分）

○議長（畑 武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3、議案第58号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第59号 和東町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、以上2件を一括議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

堀町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第58号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第59号 和東町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

人事院勧告並びに国家公務員の職員給与法の改正に伴い、条例の一部を改正いたしたく提案させていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

それでは、議案第58号及び議案第59号のご説明を申し上げます。

まず、議案第58号でございます。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

平成28年12月19日提出

和東町長 堀 忠雄

裏面が一部改正の条文でございます。

議長のお許しを得ておりますので、No.58の資料に基づきご説明申し上げます。

新旧対照表をつけさせていただいている後に特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正概要ということで載せさせていただいております。

町長の提案理由にもございましたように、人事院勧告並びに国家公務員の職員給与法の改正に伴い、一般職の指定職職員に準じて当該条例の所要の改正を行うものでございます。

改正条文の第1条には、平成28年12月期末手当の支給率を0.1月分引き上げるところでございます。現行の1.65カ月分を1.75カ月分に改めるというものでございます。

施行期日は、平成28年4月1日ということで、遡及適用となっております。

第2条でございます。第1条で改正しました期末手当の支給率を6月と12月に均等に0.05月分ずつに改定するというところでございます。6月が1.55カ月分、12月が1.7カ月分となるわけでございます。

施行期日は、平成29年4月1日ということとなっております。

続きまして、

議案第 59 号

和東町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

平成 28 年 12 月 19 日提出

和東町長 堀 忠雄

次ページ以降に改正条文を載せさせていただいております。この議案につきましても議長のお許しを得ておりますので、資料に基づきご説明申し上げます。

資料 No. 59 の新旧対照表をつけさせていただいております。

その資料のページ数でございますけれども、A3 版の片方刷り 15 ページまでつけさせていただいております。その後には和東町職員の給与に関する条例の一部改正概要をつけさせていただいております。

人事院勧告並びに国家公務員の職員給与法の改正に伴いまして、当該条例の所要の改正を行うものでございます。

第 1 条につきましては、平成 28 年 12 月の勤勉手当の支給率を 0.1 月分引き上げるということでございます。現行の 0.8 月分を 0.9 月分に引き上げるというものでございます。

再任用職員については、12 月勤勉手当の支給率を 0.05 月分引き上げるということでございます。

勤勉手当引き上げに伴う勤勉手当減額対象者に係る減額率の改定も行うということです。

それと、初任給は、民間格差があることから、1,500 円、若年層につきましても同程度、その他はそれぞれ 400 円の引き上げを基本に給料表の改定を行うものでございます。

これについての施行期日は平成 28 年 4 月 1 日ということで、遡及適用となるわけでございます。

第2条でございます。第1条で改正した勤勉手当の支給率を6月と12月に均等に0.05月分に改定するということございまして、それぞれ0.85月分とするということでございます。

再任用職員につきましては、第1条で改正した勤勉手当支給率を6月と12月に均等に0.025月分ずつに改定するということでございます。

1条で改定した勤勉手当の引き上げに伴う勤勉手当減額対象者に係る減額率を6月と12月に均等して減額改定するということでございます。

それと、扶養手当の見直しといたしまして、配偶者に係る手当額を他の扶養親族と同額まで減額し、それを原資として、子に係る扶養手当に配分を行うということでございます。

配偶者の手当の減額は、対象者への影響をできるだけ少なくするため、段階的に実施するという事としております。

平成28年度におきましては、現在、配偶者1万3,000円、子が6,500円、父母等6,500円でございますけれども、来年度は配偶者1万円、子8,000円、父母等は変わりなく6,500円。

平成30年度におきましては、配偶者6,500円、子1万円、父母等は変わりなく6,500円ということで、平成30年につきましては配偶者を父母等と同程度の扶養手当にするということでございます。

職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当額は、平成28年度は1万1,000円、平成29年度は子1万円、父母等9,000円、30年以降はこの表に掲げる子・父母等の額とするということでございます。

施行期日は、平成29年4月1日施行ということになっております。

以上でございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（畑 武志君）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより、採決いたします。

採決は1件ごとに行います。

議案第58号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第58号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

議案第59号 和束町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第59号 和束町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第62号 土地改良事業の施行について（災害復旧）を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

堀町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第 6 2 号の提案理由を申し上げます。

平成 2 8 年 9 月 2 8 日から 2 9 日にかけての秋雨前線豪雨により発生した台風 1 1 号豪雨災害における農地農業用施設災害復旧工事を施工するに当たり、土地改良法第 9 6 条の 4 において準用する同法第 4 9 条第 1 項の規定により議会の議決を求めたく、ここに提案させていただいた次第であります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

それでは、私のほうからは、議案第 6 2 号についてのご説明をさせていただきます。
議案書をお開きください。

議案第 6 2 号

土地改良事業の施行について（災害復旧）

和東町において災害復旧事業を下記のとおり施行することについて、土地改良法第 9 6 条の 4 において準用する同法第 4 9 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

記

事業名、工事名、内容、数量、金額でご説明させていただきます。

事業名、災害復旧事業、農地農業用施設災害復旧工事、平成 2 8 年発生災害、1 件、
1 6 9 万 9 , 0 0 0 円。

平成 2 8 年 1 2 月 1 9 日提出

和東町長 堀 忠雄

提案させていただきました災害につきましては、農地農業用施設災害、農道の災害でございます。

復旧に当たりましては、過日 1 2 月 8 日に災害査定を受検しまして、復旧工事着手すべく、現在、準備を進めているところです。

この災害につきましては、平成28年9月29日からにかけての秋雨前線豪雨が発生したもので、被災場所は石寺下知山農道の路肩崩壊でございます。

復旧につきましては、ブロック積み工法での復旧を計画しております。

以上、議案第62号の説明とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（畑 武志君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第62号 土地改良事業の施行について（災害復旧）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第62号 土地改良事業の施行について（災害復旧）は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第63号 和束町庁舎耐震補強及び改修工事請負契約の変更についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

堀町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第63号 和東町庁舎耐震補強及び改修工事請負契約の変更についての提案理由を申し上げます。

平成28年8月29日に工事請負契約を締結した和東町庁舎耐震補強及び改修工事請負契約を変更する契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

議案第63号のご説明を申し上げます。

議案第63号

和東町庁舎耐震補強及び改修工事請負契約の変更について

和東町庁舎耐震補強及び改修工事請負契約を下記のとおり変更する契約を締結したいので、地方自治法96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

記

契約金額に係る部分中「2億4,989万400円」を「2億6,308万1,520円」に改める。

平成28年12月19日提出

和東町長 堀 忠雄

裏面が資料No.63の概要をつけさせていただいております。

和東町庁舎耐震補強及び改修工事変更契約の概要ということで、事業名は和東町庁舎耐震補強及び改修事業、2. 工事名が和東町庁舎耐震補強及び改修工事、工事場所は和東町大字釜塚地内、契約金額は、先ほど申しあげましたように「2億4,989万400円」を「2億6,308万1,520円」に変更ということで、1,319万

1,120円の増額となっております。

契約の相手方、藤原・山口特定建設工事共同企業体 藤原建設株式会社代表取締役
藤原正秀ということでございます。

契約期間は、平成28年8月30日から平成29年3月30日でございます。

支出科目でございます。和東町一般会計でございます。

一般の改修分につきましては、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、1
5節工事請負費。

耐震補強に係る分につきましては、8款消防費、1項消防費、5目災害対策費、1
5節工事請負費で、それぞれ支出するというところでございます。

次のページに変更の内訳書をつけさせていただいております。

まず、耐震補強工事関係でございますけれども、補強ブレース部の変更が2カ所で
75万6,000円。

一般改修工事関係でございますけれども、玄関屋根の改修で338万8,000円
でございます。これにつきましては、雨漏りが顕著になってきたというところで、カ
バー工法で改修を行うということとしております。

それと、玄関スロープ、手すり設置で70万6,000円。これにつきましては、
全面スロープ化するというところでございます。

2階渡り廊下段差解消で12万8,000円。これは庁舎と福祉センターの渡り廊
下部分の段差解消分でございます。

1・2階給湯室熱源変更で110万8,000円。これにつきましては、ガス配管
の老朽化に伴いまして、現在のガスから電気に熱源を変更するという変更でございま
す。

あと、議場照明の変更で111万円。これにつきましては、明るさを調整できる機
能を追加するというものでございます。

それと、身体障害者対応駐車場整備で211万5,000円でございます。車を車

椅子対応の基準スペースを2カ所設けるということとしております。

その他の工事ということで、排水枡の取りかえ等で167万3,000円でございます。

それと、トイレの仕様の変更でございます。減額の71万2,000円でございます。これにつきましては、当初設計ではいわゆるタンクなしの便器からスペースの都合によりましてタンクありの便器に変更するということになりまして、その減額に係るものでございます。

直接工事費で1,027万2,000円でございます。

経費率18.91%が194万2,000円、工事原価で1,221万4,000円、8%の消費税が97万7,000円、総合計、1,000円以下は切り捨てておりますけど、1,319万1,120円の増額ということになるわけでございます。

次ページ以降に図面をつけさせていただいております。

まずは1階部分でございます。

①が補強ブレースの変更ということで、地中梁の上部のコンクリートの増打ちが必要になったというところでございます。

あと、玄関スロープを改修して手すりをつける。③でございます。

続きまして、⑤が熱源変更に伴う改修ということで、1階の湯沸かし室をガスから電気方式に変えるというところでございます。

あと、⑥で先ほどのトイレの仕様の変更でございます。

⑦が屋外排水枡の取りかえが必要になったということで、今回施工させていただくということでございます。

⑩が外構の変更で、先ほど申しあげましたように、身体障害者対応の駐車場周りの整備となっております。

次のページが2階でございます。

これにつきましても、1階と同様、書庫と商工会館の間の補強ブレースに梁下に無

収縮のモルタル充填が必要になったということで、これを追加しておるというところ
でございます。

続いて、②が玄関屋根の改修ということで、カバー工法で行うということとしてお
ります。

庁舎と福祉センターの渡り廊下の段差解消が④でございます。

1階と同じく⑤が給湯室をガスから電気に変えるという変更でございます。

⑥がトイレの仕様の変更でございます。

3枚目が議場でございます。

議場の照明等の変更を行うということで、先ほども申しあげましたように、LED
化を図るということでございまして、かなりの照度となるということで、状況に応じ
まして明るさを調整できる機能を持たせたというところでございます。

最終の図面でございますけども、これは玄関のスロープの詳細図でございます。現
在2段ほどある階段を全て撤去いたしまして、全てスロープ化して、両サイドに手す
りを設けるということとしております。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（畑 武志君）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

7版、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

今回、いわゆる玄関の関係で、バリアフリーの関係でご配慮いただいたということ
だと思うんですけども、一つ、新たに障害者用スペースの駐車スペースがありますね。
そのすぐ真横に玄関に入っていく矢印があると思うんですけども、そこも今とりあえ
ず入れる道にはなっているんですけども、ただ、本当に若干ですけどね、昔のことも
ありますけども、ここは段差があるんですね。玄関の正面はスロープにさせていただく

ということなんですけども、もともとあった通路ですね、そこについてはどのようになるか、あればお願いします。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

今回、バリアフリー化を中心ということで変更させていただいたわけでございます。今、議員のご質問がございました障害者用の駐車場の横の既設のスロープでございますけれども、ご指摘のとおり段差が生じておるということは承知しておるわけでございます。それと、庁舎の玄関前の既設のスロープ、それと、今後改修する庁舎正面のスロープの段差につきましては、一定この設計等には載っておりませんが、車椅子等がスムーズに通行できるような形で施工していくということとしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

せっかくですので、その辺は抜けているところがないように、ぜひご配慮いただきたいというふうに思います。

それともう1点、2階の福祉センターとの連結というか渡り廊下の部分で、今回、段差を解消していただけて行けるようにするということなんですけども、それは大変大事なことなんですけども、ただ、福祉センターのほうから見ますと、いわゆる二足制なんです。いわゆる下で履きかえて上に行かれる方は上に行くということで、スリッパ等に履きかえて2階を利用するというのが一般的になっております。もちろんいろんな行事のときにはそれ抜きで靴のまま行く場合もあるんですけども、日常的にはそ

ういった形で利用されているほうが多いと思います。

今回、エレベータをつけて、2階から福祉センターに入るといの方もふえてくることと思うんですけど、そういった場合は2階のほうの福祉センター側にも一定そういった二足制という部分での対応というのはどういうふうになるのか、その辺はどうでしょうか。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

前にもお答えさせていただいたと思いますけれども、今、議員ご質問のとおりでございますして、エレベータを利用していただきまして2階から福祉センターへ渡っていただくということで、今回の段差解消工事を施工するというところでございます。

一番想定しておるのは、車椅子の方がいわゆる福祉センターにのぼっていただくのが現在階段昇降機しかございませんので、車椅子の対応ができていないというところで、まずそれに着眼した形でこの工事を施工することとしておるわけでございます。

車椅子につきましては、そのまま入っていただいて、一定、やはり車輪等につきましてはマット等で泥を落としていただいて中に入っていただくという計画をしておるわけでございます。それ以外の足の不自由な高齢者の方々につきましては、今後、福祉センターを管理しております所管の福祉課及び社会福祉協議会等と協議を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

車椅子の方はもちろんそういうふうに対応いただくという点では大変大きい前進だと思いますけども、きょうも議会の傍聴等も含めて、いわゆる大変足が不自由な中で、ステッキというんですか、そういったものを持って上がってこられて、また下がっていかれるという方も来られていたと思うんですけども、そういった方がこれからやっぱりふえてくると思うんですね。そういう点で、福祉課ともぜひ早急にまた検討いただいて、その辺、不自由のないように対応いただきたいというように思いますので、よろしく願いしたいと思います。

以上です。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

1点だけお伺いしたいと思います。

改良工事関係の中に玄関屋根の改修、カバー工法で338万8,000円上がっておりますが、耐震工事の中で関係するのかわからないのか、その辺は私、わかりづらいんですけども、どうも耐震工事一括請負の中での相乗りみたいな形でこの中に組み込まれたのかと思ったりするんですけどね、これだけ単独に工事物件として取り上げて、入札にかけて契約するというふうな方法もあったんだろうと思うんですけど、その辺の解釈の関係もありますけども、その辺についての考え方だけ答弁をお願いしたいと思っております。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

当初の設計でございますけれども、耐震補強と一般改修ということで、いわゆる一般改修につきましては、庁舎の中のみを対象として設計を上げたところでございます。

しかしながら、外構周りにつきましても、工事を進めていくに当たりまして、さまざまな障害等が発生したというところがございますので、やはりこの機会をとらまえて、外構周りの部分につきましてもこの改修を進めていこうと。特にバリアフリー化も進めていかなければならないというところで、今回、この設計の変更ということになったわけでございます。

玄関屋根の改修につきましては、以前から屋根のめくれはあったわけでございますけれども、雨漏りはさほどしてなかったわけでございますけれども、ことしに入りまして非常に顕著になったということで、早急の対応が必要になってきたというところでもございました。

そういった中で、この屋根の補修だけを別の工事ということになりましたら、そこへまた経費とかかかってきて増額になるということでございますので、今回この変更という形で施工させていただいたというところでございます。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

ありがとうございます。わかりました。

これを単独で持っていったら工事代金がふえるというふうな判断の中でこのようにされたと今ご答弁いただきました。まだ、時間的な経過も影響するんだろうと思えますけれども、やはりこういう形でやられると、一つの随契というような形の範疇の中に考えざるを得ないのかなというふうな感覚も持っておりまして、透明性等々を図る上では、やはりこれをまた別の案件として挙げていただいたほうがよかったのかなと一つの考え方を持っておりますので、その点、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（畑 武志君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第63号 和東町庁舎耐震補強及び改修工事請負契約の変更については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第63号 和東町庁舎耐震補強及び改修工事請負契約変更については、原案のとおり可決されました。

日程第6、和東町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

和東町選挙管理委員会委員及び補充員には、お手元に配付いたしております候補者

名簿のとおり、選挙管理委員会委員に前田龍哉君、木崎善史君、村上 功君、西島剛君を、選挙管理委員会補充員には小西弘芳君、中井雅文君、西辻信夫君、籠嶋利幸君、以上の方を指名いたします。

ただいま議長において指名いたしました方を選挙管理委員会委員及び補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしましたとおり、選挙管理委員会委員に前田龍哉君、木崎善史君、村上 功君、西島 剛君が、選挙管理委員会補充員には小西弘芳君、中井雅文君、西辻信夫君、籠嶋利幸君がそれぞれ当選されました。

日程第7、発議第7号 カジノ解禁に反対する意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

発議第7号の提案理由を申し上げます。

刑法が禁じている賭博行為、カジノの解禁を進める法律が今国会の会期延長のどさくさを突く形で急遽審議入りし、衆議院では約6時間弱など、まともな審議もないまま強行に可決・成立となったことは余りに国民を無視した暴挙であり、同じ言論の府に携わる者として到底見過ごしにはできません。しかも、賭博・カジノは人から金を巻き上げ、人の不幸を踏み台にして金を設けることを生業とするものであり、このようなことを「経済成長や地域活性化のため」などと奨励・推進することは、とりわけ未来を担う子供たちに誤ったメッセージを送りかねないとの危惧を覚えざるを得ません。

賭博・カジノの解禁は言語道断との良識をしっかりと示すべきと考え、本意見書を提案するものです。

それでは、意見書案を読み上げまして提案とさせていただきます。

発議第7号

カジノ解禁に反対する意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定に基づき提出します。

平成28年12月19日

提出者 和東町議会議員 岡本正意

和東町議会議長 畑 武志 様

カジノ解禁に反対する意見書

刑法が禁じる賭博を合法化する「カジノ解禁推進法」が臨時国会で十分な審議が行われぬまま可決・成立した。新聞各紙が一斉に社説で拙速な審議を厳しく批判し、国民世論も「カジノ解禁に反対」が6割にのぼる中での採決強行は明らかに暴挙であり、強く抗議する。

賭博の禁止について最高裁判例は、勤労など正当な理由によらず、「単なる偶然的な事情」で大金を得ようと相争う行為は、国民をなまけものの浪費家にし、勤労の美風を害する上、ばくちに使う金を得るために暴行、脅迫、殺傷、強盗や窃盗など副次的な犯罪を誘発し、公序良俗を崩す結果になるとしている。この害悪を防止する法秩序を「成長戦略の目玉」を理由に崩壊させようとしているのが「カジノ解禁推進法」であり、言語道断である。

カジノがギャンブル依存症やマネーロンダリング（資金洗浄）、多重債務問題の再燃、青少年への悪影響、犯罪の誘発や治安の悪化、暴力団の介入など、大きな社会的問題を引き起こす危険性を拡大する。

また、日本では特例として公営賭博が実施されるもとでギャンブル依存症患者が53.6万人と推計されており、既に「世界一のギャンブル依存症大国」であり、カジノ解禁でさらに深刻化することが懸念されている。

カジノ推進派はこれらのリスクを認めざるを得ない一方で、「世界で最も厳格な規制を行う」とかカジノ収益の一部を依存症対策に当てるなどと述べているが、極めて

無責任である。

新たな依存症を生まない一番の対策は、カジノを解禁せず、つukらないことであり、依存症の原因をつくってにおいて対策強化を進めるなどは本末転倒である。法律は成立したが、実施法がなければ解禁はできず、刑法上の制約からも合法化の余地はない。

ある大手新聞の「社説」は「人の不幸を踏み台にするのか」と厳しく批判したが、それが賭博・カジノの本質である。よって、社会も国民生活も破壊するカジノ解禁に断固反対するとともに、解禁断念を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月19日

衆議院議長 大島 理森 様

参議院議長 伊達 忠一 様

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

内閣官房長官 菅 義偉 様

厚生労働大臣 塩崎 恭久 様

文部科学大臣 松野 博一 様

京都府相楽郡和束町議会

よろしく申し上げます。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

7番、岡本正意議員。

○ 7 番（岡本正意君）

賛成です。

発議第 7 号に賛成の立場から討論をさせていただきます。

今回のカジノ解禁・推進法の強行は、まさに国民無視の暴挙でしかありません。大手新聞 5 紙が一斉に反対の社説を掲げ、厳しく批判したことは、それだけ進め方も中身も前代未聞のひどさであることを示していると思います。

意見書でも触れている賭博禁止についての最高裁判例の「単なる偶然の事情で大金を得ようと相争う行為は、国民をなまけものの浪費家にし、勤労の美風を害する上、ばくちに使う金を得るための副次的な犯罪を誘発し、公序良俗を崩す結果になる」との指摘は肝に銘ずべきものであり、刑法上の犯罪行為である賭博、カジノを間違っても経済対策として政府の政策に取り込むことはあってはならないのではないのでしょうか。

政府や与党、維新などのカジノを推進する人たちは、経済成長や地方の活性化に必要不可欠などと宣伝されておりますが、カジノは負けた人から金を巻き上げ、右から左へと金を動かすだけで何も生み出さないものです。人の不幸の上に経済政策を語るなどは政治の退廃でしかありません。その退廃が、働くことの大切さや意味をますます建前や形だけにおとしめ、子供たちへの悪影響も含め、社会全体の退廃につながることは明らかです。

国会審議でも、ギャンブル依存症の深刻な実態やカジノ解禁によるさらなる拡大への危険や懸念が浮き彫りになり、推進する側も認めざるを得ませんでした。

厚生労働省の研究班が 2014 年に発表した結果は、成人人口の 4.8%、536 万人がギャンブル依存症に罹患していると推計しておりますが、それは世界各国の有病率が 1%前後であることと比べても日本は突出しており、既に世界一のギャンブル依存症大国になっています。この上にカジノ解禁となればますます依存症が拡大することは明らかです。

推進派の方は、解禁をきっかけに総合的なギャンブル依存症対策を行い、カジノの収益の一部を対策に充てるなどとされておりますが、カジノで新たな患者をふやしながら、カジノのもうけの一部を対策に使うなどというのは、まさにマッチポンプのおかしな論理であり、あきれられるばかりであります。

一番の対策はカジノをつくらないことであり、必要なのは国の責任で、公営賭博の主催者である各省庁とパチンコ業界の負担で抜本的な依存症対策を行うことではないかと思えます。

以上のことから、カジノ解禁は非常識かつ全く道理のないことであり、本意見書に賛成するものです。

○議長（畑 武志君）

反対討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発議第7号 カジノ解禁に反対する意見書を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立少数です。

したがって、発議第7号 カジノ解禁に反対する意見書は否決されました。

日程第8、発議第8号 後期高齢者医療保険料見直しの中止を求める意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

発議第8号の提案理由を申し上げます。

政府は、後期高齢者医療制度が始まって以来、継続されてきた低所得者の保険料の

軽減措置を来年度から見直し、大幅な負担増を押しつけようとしています。そもそも低い年金水準しかないところに最大10倍もの値上げとなれば、高齢者の暮らしがますます追い詰められるのは必至であり、消費税増税や年金カット、介護負担の増大など全体的な負担増も相次ぐ中で、これ以上の負担増は到底許されません。

以上の理由から、本意見書を提案するものです。

それでは、読み上げまして提案をさせていただきます。

発議第8号

後期高齢者医療保険料見直しの中止を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定に基づき提出します。

平成28年12月19日

提出者 和束町議会議員 岡本正意

和束町議会議長 畑 武志 様

後期高齢者医療保険料見直しの中止を求める意見書

安倍政権は、来年4月から後期高齢者医療制度について、現在、低所得者の保険料を最大9割軽減している特例措置を段階的に廃止するとし、75歳以上の高齢者の約6割が2から10倍の保険料にはね上がるなどの影響を受けるとされ、高齢者、低所得者を狙い撃ちにした大幅負担増である。

本町においても、9割軽減を受けている223人、5割軽減を受けている75人が負担増となる見込みであり、低年金で生活する多くの高齢者に影響が及ぶこととなる。

制度導入時に、高齢者、国民の大きな批判が広がる中で設けた軽減措置を「現役世代との負担の公平化」の口実で廃止し、「急激な負担増となる者には激変緩和措置を講ずる」としているが、消費税増税や年金カット、介護保険料値上げなど、制度導入時よりもさらに高齢者の生活が苦しくなっている実態を考えれば、軽減措置の廃止は到底許されず、中止すべきである。

特例軽減措置に充てられている国費945億円は米軍への思いやり予算の半額以下

にすぎず、来年度予算で増額を予定している防衛費やリニアや整備新幹線建設など無駄を省けば十分確保できるはずである。そもそも「社会保障財源を確保するため」「福祉のため」などを理由に消費税を８％に増税したこととも矛盾するもので、到底容認できない。

後期高齢者医療制度自身、当初から懸念されたとおり、保険料値上げが相次ぎ、保険料が払えない高齢者がふえ続けるなど矛盾を広げており、特例措置を廃止すれば、ますます高齢者の生活・命や健康を脅かすことは必至である。

よって、政府におかれては、後期高齢者医療保険料の特例措置廃止を中止するよう強く求める。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２８年１２月１９日

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

財務大臣 麻生 太郎 様

厚生労働大臣 塩崎 恭久 様

京都府相楽郡和東町議会

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

１番、竹内きみ代議員。

○１番（竹内きみ代君）

反対です。

発議第８号について、反対の立場で討論をさせていただきます。

後期高齢者医療保険料見直しについて、国はなぜ見直ししたのでしょうか。それは高齢化に伴い、医療や介護などの社会保障費は年々大きく伸びている中で、財政の悪化を防ぎ、健全化を進める観点から、その伸びを一定程度に抑えることが求められていることから、今回の見直しが行われました。

見直しに当たっての考え方として、70歳以上の方で一定以上の負担能力、収入がある方には相応の負担をお願いしようという考え方です。

ただ、年をとれば医者にかかる回数もふえ、介護の必要性が出てくる可能性も高くなります。そうした実情を十分に考慮することが大前提となっていました。

今回の見直しの最大の柱である70歳以上の高額療養費の自己負担限度額については、所得の低い人の負担増は断じて避けなければならないし、住民税非課税の人は従来どおり据え置くことに決定されました。

また、年収370万円未満で住民税課税の「一般」区分外来については、当初、厚生労働省が現行の2倍以上となる月額2万4,600円に引き上げる案を示しましたが、自民党・公明党の社会保障制度調査会で容認することはできないと慎重な検討を求め、決議を行いました。この区分の対象は約1,240万人と極めて多く、平均的な年金受給額の高齢者も含まれています。

この決議に基づき、引き上げ幅を大幅に圧縮し、2017年8月からは月額1万4,000円に、18年8月からは月額1万8,000円とすることになりました。また、長期間にわたって療養している方への配慮も盛り込まれました。

外来の自己負担額の年間上限を新設し、現行と同じ14万4,000円としました。これにより、例えば、現在、年間を通じて毎月、限度額いっぱいの1万2,000円を払っている人の負担は据え置かれます。

また、「一般」区分の入院を含めた自己負担限度額は、17年8月以降は月額5万7,600円へと改定されますが、年間で4回目からの限度額については、現行どおりの月額4万4,000円に抑える「多数回該当」も設定されました。

よって、この意見書に反対するものです。

○議長（畑 武志君）

ほかにありませんか。

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

賛成です。

発議第8号に賛成の立場から討論を行います。

意見書にもありますように、安倍政権が来年4月から実施しようとしている低所得者の保険料特例措置の見直し、段階的廃止は、和東町の高齢者においても多くの方が影響を受けるもので、国民年金など低年金の方が多い本町の高齢者の暮らしの実態からも到底許されることではないと思います。

また、制度導入時と比べ、年金等の収入が大幅にふえているならまだしも、むしろこの間、年金カットや介護保険料など介護負担や医療費負担の増大、消費税増税など高齢者の収入はますます減り、暮らしが大変になっているのが実態であり、軽減措置を廃止する理由は何もありません。

そもそも福祉のためだと消費税を上げておきながら負担をふやすのは詐欺同然であり、増税は福祉のためがいかにウソ・ゴマカシであるかが浮き彫りになっていると思います。

先ほど反対討論の中で、いわゆる社会保障費の増大がある中で、財政健全化をする必要がある中での今回の段階的廃止だというふうに言われておりますけれども、そうであるならば、なぜリニア新幹線など大変な無駄がかかる予算には手をつけようとしていないのでしょうか。

特例措置に必要な予算は945億円程度です。意見書にもあるように、先日、オスプレイの墜落事故を起こした米軍に対する「思いやり予算」これは特に法令上、根拠のない予算でありますけれども、この半分にも満たないもので、政府に高齢者への

「思いやり」が少しでもあれば十分に対応できるものです。

ましてや、先ほど申しましたように、新幹線やリニアの整備に何兆円とかける余裕があるのでありなわけでありますから、そういったことに使う前に高齢者へのささやかな軽減措置を廃止し、軍事費や新幹線などの財源に回すような今回の軽減措置の見直し、廃止は絶対に許されないのではないかと思います。

先ほど高齢者の医療の上限などについてさまざまな軽減措置を存続したとかいろいろと言われましたけれども、結局は値上げをしていくという方向に変わりはありません。そういったことにしわ寄せをして消費税を福祉のためだというふうに言われて導入されたことをもう一度ちゃんと考えていただきたい。福祉のためと言いながら、上げるたびに負担がふえ、そして、受けられるサービスが切り縮んでいるという実態をよく考えていただきたいというふうに思います。

高齢者がたのみにされている年金は、地域の消費や経済を支える役割も果たしております。少ない年金からさらに保険料を巻き上げることは、高齢者の命や健康、暮らしを脅かすだけでなく、地域経済をも脅かすことにつながります。

以上のことから、後期高齢者医療の保険料負担の見直し、段階的廃止は中止すべきであり、政府がすべきことは、抜本的な負担軽減を実施するとともに、安心できる医療を進めるためにも、後期高齢者医療制度そのものを直ちに廃止することであることを指摘いたしまして、賛成討論といたします。

○議長（畑 武志君）

ほかにありませんか。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発議第8号 後期高齢者医療保険料見直しの中止を求める意見書を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立少数です。

したがって、発議第 8 号 後期高齢者医療保険料見直しの中止を求める意見書は、否決されました。

日程第 9、委員会の閉会中の継続審査・調査についてを議題といたします。

各委員長から、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配付の申し出一覧表のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、委員会の閉会中の継続審査・調査に付することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することに決定いたしました。

お諮りいたします。

今期定例会に付されました事件は全て議了いたしました。

したがって、会議規則第 7 条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、今期定例会は、本日をもって閉会することに決定いたしました。

堀町長、挨拶。

○町長（堀 忠雄君）

平成 28 年第 4 回和東町議会定例会が閉会されるに当たりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げさせていただきたいと思います。

まずは、提案をさせていただきました全議案におきまして原案どおりご承認を賜りまして厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

また、この議会を通じて議員の皆さんから本当に貴重なご意見を賜りました。こうしたことをこれからの和東町の議会に活かさせていただきたいというふうに思ってお

ります。これからも議員各位のご理解とご指導、ご協力を賜りますことをあわせてお願い申し上げます。

なお、年末を控え、寒さも非常に厳しくなってきました。お体には十分気を付けていただきまして、また新しい年をお迎えいただきたいと思います。

簡単でございますが、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。

○議長（畑 武志君）

これもちまして、平成28年和束町議会第4回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後3時50分閉会

上記議事録は、その内容を正確にして事実と相違なきことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によって署名する。

平成 29 年 2 月 14 日

和東町議会議長 畑 武 志

署名者

和東町議会議員 井 上 武津男

〃

和東町議会議員 岡 田 泰 正